第２次那珂川市
地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和４年度～令和８年度
（2022年度～2026年度）

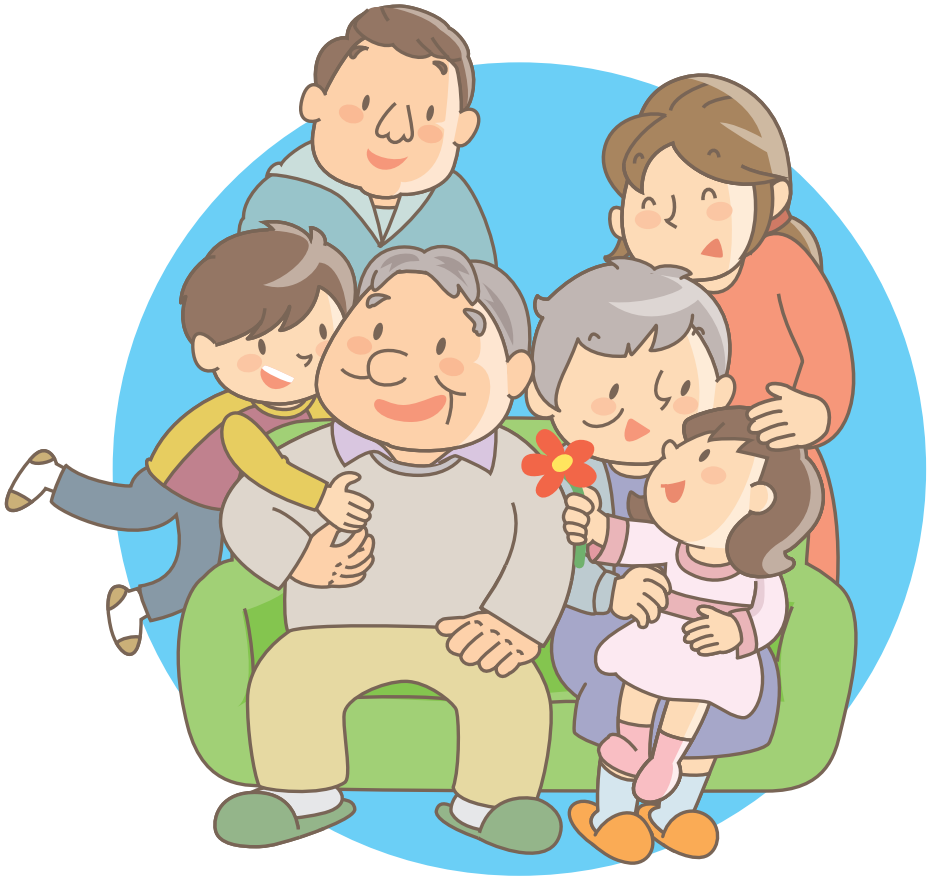

令和４年３月

那珂川市
那珂川市社会福祉協議会

ごあいさつ

本市では、平成 28 年（2016 年）３月に「那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「人と人とがつながりあい安心していきいきと暮らすことができる地域づくり」を基本理念として、地域福祉の推進に努めてきました。

現代社会は、人口の減少、少子高齢化の進行、個々のライフサイクルの多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、家庭・地域・職場といった生活上の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきていると言われています。このような現代社会における支え合いの基盤を強化するため、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「地域共生社会の実現」が掲げられました。「地域共生社会」とは、地域住民が参画し、世代や分野を超えてつながりあうことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

ニッポン一億総活躍プランを踏まえ、改正社会福祉法が平成 30 年４月１日から施行され、市町村地域福祉計画の充実等が規定され、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が求められています。地域福祉がめざすのは、誰もが地域の中で、地域社会の一員として、安心して、いきいきと暮らし続けることができる、豊かであたたかい地域社会づくりです。地域住民等が協力しあって進めていく地域福祉には、社会福祉を根底で支える大きな役割が期待されています。

これらのことを踏まえ、「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ」の将来像を見据え、地域共生社会を市民の皆さまとともに創造していくため、現計画の見直しを行い、令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度）までの５年間を計画期間とする「第２次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

終わりに、本計画を策定するにあたり、那珂川市地域福祉推進委員会委員の皆さまをはじめ、地域福祉に関するアンケート調査にご協力をいただきました市民の皆さま、関係団体の皆さまに対し深く感謝し、心からお礼申し上げます。

令和４年３月

那珂川市長　武 末　茂 喜

ごあいさつ

那珂川市社会福祉協議会は、那珂川市とともに平成28年度から５年間の「那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現を目指し、住民の皆様の主体的な福祉活動を支え、福祉ネットワーク活動を柱として地域福祉を推進してまいりました。

しかし、令和２年３月頃から、新型コロナウイルス感染症の拡大が、私たちの生活に大きな影響を与えました。失業や休業により生活費を維持していくことが困難になった方に対しては、生活福祉資金の相談を受け、生活再建に向けた貸付事務を行ってまいりました。

また、地域活動の中止や延期などが相次ぎ、ふれあいサロンや子育てサロンなど住民が地域で気軽に集まっていた場を開催するのが難しくなる時期がありましたが、今まで培ってきたつながりをなくさないために、支援者が定期的に訪問する活動を始められた地区もあり、身近な地域での助け合いや支え合いがどんなに大事なものなのかを痛感いたしました。

社会福祉法も改正され、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の整備が急がれます。このような中、行政とともに令和４年度から５年間を計画期間とする「第２次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

社会福祉協議会は、地域共生社会の実現のために、世代や分野を問わない全世代型の生活支援体制を確立し、福祉ニーズをきめ細かく把握した上で生活支援の仕組みや地域づくりを行っていきます。また、安心して地域で住み続けるために、支援を必要とする方がどう暮らしていきたいのかを大切にし、本人の意思決定支援ができる権利擁護制度の利用促進と相談体制づくりを行います。

また、地震や豪雨等の大規模災害に対し、災害ボランティアセンターの設置、災害対応協定締結や訓練等を行い、災害時における支援体制づくりを進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力賜りました関係者の皆様、並びに市民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和４年３月

那珂川市社会福祉協議会会長　髙 木　正 俊

目　次

第１章　計画の概要
１．計画の背景 …… 1
２．地域福祉とは …… 2
３．計画の目的 …… 2
４．計画の位置づけ …… 3
（１）地域福祉計画 …… 3
（２）地域福祉活動計画 …… 3
（３）成年後見制度利用促進基本計画 …… 4
５．計画の期間 …… 5
６．計画の策定体制と住民参画 …… 6
（１）那珂川市地域福祉推進委員会による審議 …… 6
（２）地域福祉に関するアンケート調査の実施 …… 7
（３）関係団体ヒアリング調査 …… 7
（４）パブリック・コメントの実施 …… 7
第２章　那珂川市の現状
１．統計からみる那珂川市の現状 …… 9
（１）人口 …… 9
（２）少子高齢化の状況 …… 12
（３）障がいがある人の推移 …… 15
（４）出生数の推移 …… 16
（５）要介護認定者数 …… 17
（６）生活保護の推移 …… 18
２．アンケート調査結果からみる那珂川市の現状 …… 19
（１）地域・地域福祉に関する意識 …… 19
（２）地域におけるささえあい …… 22
（３）地域活動への参加 …… 23
（４）緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり …… 25
（５）組織・制度等の認知状況について …… 27
３．関係団体ヒアリング調査結果の概要 …… 29
（１）調査概要 …… 29
（２）第２次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る
ヒアリング調査結果 …… 30

４．課題の整理 ……34
（１）少子高齢化の進行について……34
（２）地域の結びつきについて……34
（３）地域活動について……35
（４）地域の安全・安心について……35
第３章　計画の基本理念と基本目標
１．本市が目指す将来像と、計画の基本理念……37
（１）市が目指す将来像……37
（２）計画の基本理念 ……37
２．計画の基本目標 ……38
（１）基本目標 ……38
３．計画の体系と具体的取り組み……39
４．取り組みの主体 ……40
（１）取り組みの主体 ……40
第４章　地域福祉を進めるために
基本目標１　人と人がつながる地域づくり……41
（１）地域での交流やふれあいの促進……41
（２）地域のささえあいのしくみづくり……46
（３）お互いのちがいや多様性を認めあう地域づくり……50
（４）地域での子育て支援の充実……52
基本目標２　安心して暮らす地域づくり……55
（１）緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり……55
（２）地域ぐるみの防犯活動……60
（３）住み慣れた地域で暮らし続けるためのサポート体制づくり……62
（４）わかりやすい情報発信とつながる相談体制……65
基本目標３　いきいきと暮らす地域づくり……67
（１）生きがい活動の促進……67
（２）地域ぐるみの健康づくりと介護予防……69
（３）ボランティア活動の促進……71
第５章　成年後見制度利用促進基本計画
１．計画策定の趣旨 ……73
２．成年後見制度の概要……74

３．成年後見を取り巻く現状……75
（１）全国的な傾向 ……75
（２）那珂川市の状況 ……76
４．現状から見えた課題……78
（１）成年後見制度の正しい理解の浸透……78
（２）利用しやすい環境づくり……78
（３）利用者の早期発見・早期支援……78
５．基本的な考え方及び目標……79
（１）基本的な考え方 ……79
（２）基本目標 ……80
６．成年後見制度を促進するための事業……81
第６章　計画の推進
１．計画内容の周知徹底……85
２．関係機関等との連携……85
３．計画の進捗管理 ……85
資料編
１．那珂川市地域福祉推進委員会設置条例……87
２．那珂川市地域福祉推進委員会委員名簿……88
３．関係団体ヒアリング調査の対象団体……89
４．用語解説 ……90

第１章　計画の概要

１．計画の背景

平成 28 年（2016 年）６月、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会の実現」が掲げられました。

また、平成 30 年（2018 年）４月に改正社会福祉法が施行され、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の充実などが規定され、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が求められています。

現代社会では、住民一人ひとりの見方、考え方、生きてきた背景の違いなどから、個々のライフスタイルは多様化しており、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、暮らしの中での新たな課題として 80 歳代の親が 50 歳代の子どもを支える「8050 問題」、介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」、大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」などの問題が生じており、生活課題は、様々な分野と絡み合い、複雑化、複合化してきています。

また、家庭・地域・職場といった生活上の様々な場において、支え合いの基盤が弱まっており、地域社会の中で孤立し、誰にも相談できずに適切な支援に結びつかないなど、問題が深刻化するケースも増えてきています。

地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にする地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進を図っていくことは、とても重要になっています。

２．地域福祉とは

地域福祉とは、公的な制度によるサービスを利用するだけではなく、地域の人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

地域福祉を推進していく上では、一人ひとりの人権を尊重することが最も大切です。まちづくりは、多様な住民一人ひとりが、地域の中で大切にされ、いきいきと安心して暮らしていくことができる仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

３．計画の目的

人々の暮らしや社会構造が変化していく中、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域を共に作っていく社会、地域共生社会の実現に向けた取り組みがとても大切になっています。

この地域共生社会の実現を目指し、一人ひとりの人権を尊重していくことを根底に据えた地域福祉の推進を図るため、平成 28（2016）年３月に策定した地域福祉計画・地域福祉活動計画及び取り組みの成果と課題を踏まえ、第２次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定します。

４．計画の位置づけ

本計画は、那珂川市と那珂川市社会福祉協議会が連携し、地域福祉計画と地域福祉活動計画の整合性を保ちながら一体的に策定します。また、成年後見制度利用促進基本計画を内包しています。

（１）地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく行政計画です。

高齢者、障がい者、子どもなど、それぞれを対象とする個別・分野別福祉計画を横断的につなげる計画であり、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民参加の促進、体制整備に関する事項を定め、地域福祉の推進を図っていくことを目的としています。

また、「那珂川市総合計画」の下位計画として位置づけ、「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」を実現するための取り組みです。

（２）地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、市区町村社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした実践的な活動計画です。

那珂川市社会福祉協議会では「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」を目指し、住民・地域・福祉関係団体・福祉サービス事業者等の主体的な活動とそれを支える社会福祉協議会の活動について、お互いに連携しながら、那珂川市の地域福祉活動を具体的、かつ計画的に明確化し、地域における福祉課題を解決することを目的としています。

（３）成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることを目的としています。

図表１　福祉分野における関連計画と本計画の連携イメージ

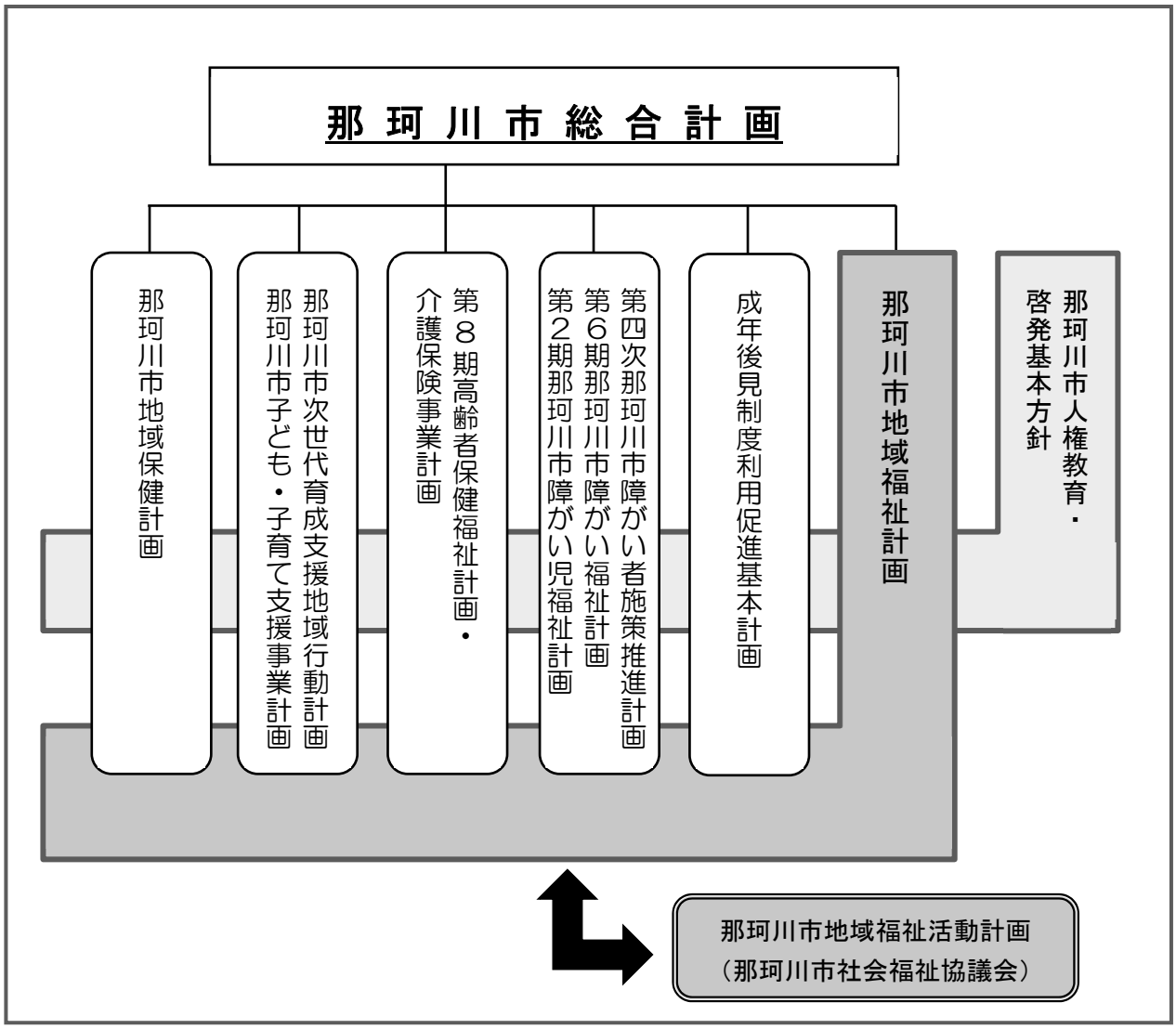

※地域福祉計画と本市の既存計画の対象分野が重なる場合には、その既存計画の全部または、一部をもって地域福祉計画の一部とみなします。

５．計画の期間

本計画の期間は令和４年度から令和８年度までの５年間とします。なお、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表２　地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間

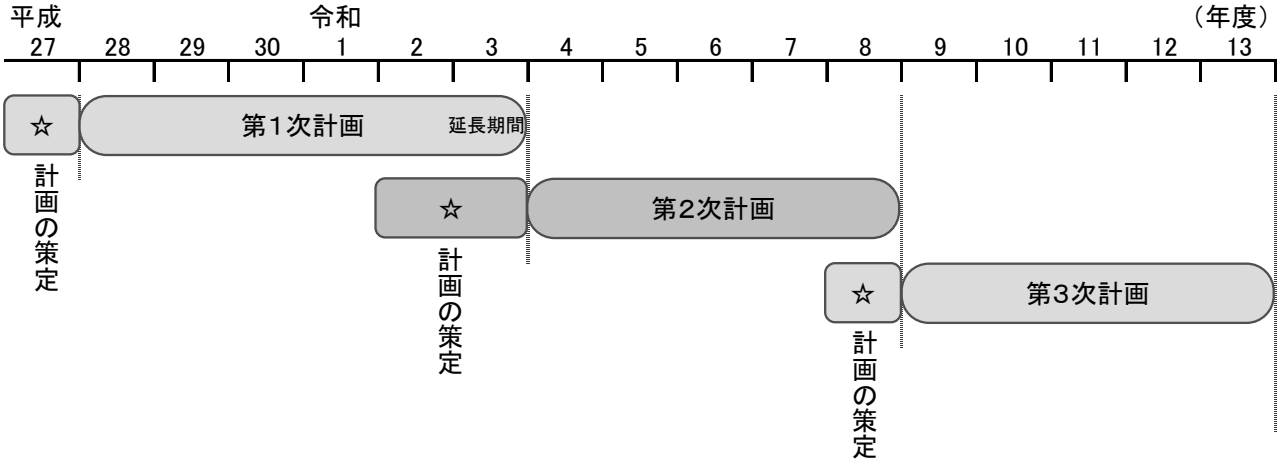

※令和２年度中に計画を見直し、第２次計画を策定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、十分な調査・分析・審議が行えませんでしたので、第１次計画期間を１年間延長し、令和３年度に策定することとなりました。

６．計画の策定体制と住民参画

本計画を策定するにあたり、広く住民や地域福祉関係団体の意見をうかがうため、次のとおり委員会による審議やアンケート調査、パブリック・コメントを実施しました。

（１）那珂川市地域福祉推進委員会による審議

「那珂川市地域福祉推進委員会」において、地域福祉の推進について、幅広い分野から、また、多角的な視点により、審議していただきました。

［那珂川市地域福祉推進委員会 開催概要］

第１回	【開 催 日】	令和３年 11 月 24 日（水）
	【議事内容】	●地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要 ●第１次地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要及び取り組み、総括等 ●第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要説明
第２回	【開 催 日】	令和４年１月 12 日（水）
	【議事内容】	●第１次計画の課題整理及び第２次計画の方向性について ●第２次計画体系及び取り組み概要
第３回	【開 催 日】	令和４年３月９日（水）
	【議事内容】	●パブリック・コメントの結果について ●計画（案）について

（２）地域福祉に関するアンケート調査の実施

住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「那珂川市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

［アンケート調査の実施概要］

調 査 対 象	市内在住の満 18 歳以上の住民 2,000 人
調 査 方 法	郵送による配布・回収
調 査 期 間	令和３年８月 10 日（火）～令和３年８月 24 日（火）
有効回収数	994 人（回収率 49.7%）

（３）関係団体ヒアリング調査

地域福祉に深く関わりのある団体から、地域福祉を推進していくための問題点や課題、課題の解決方法について、アンケート方式で意見をうかがいました。

（４）パブリック・コメントの実施

令和４年１月 26 日（水）から令和４年２月 18 日（金）まで、本計画骨子案について、広く意見をうかがうためパブリック・コメントを実施しました。

※パブリック・コメントとは、行政機関による規制や計画の策定や改廃にあたり、原案を事前に公表して、住民から意見や情報提供を求め、フィードバックを行うことです。

第２章　那珂川市の現状

１．統計からみる那珂川市の現状

（１）人口

図表３　年齢３区分人口の推移

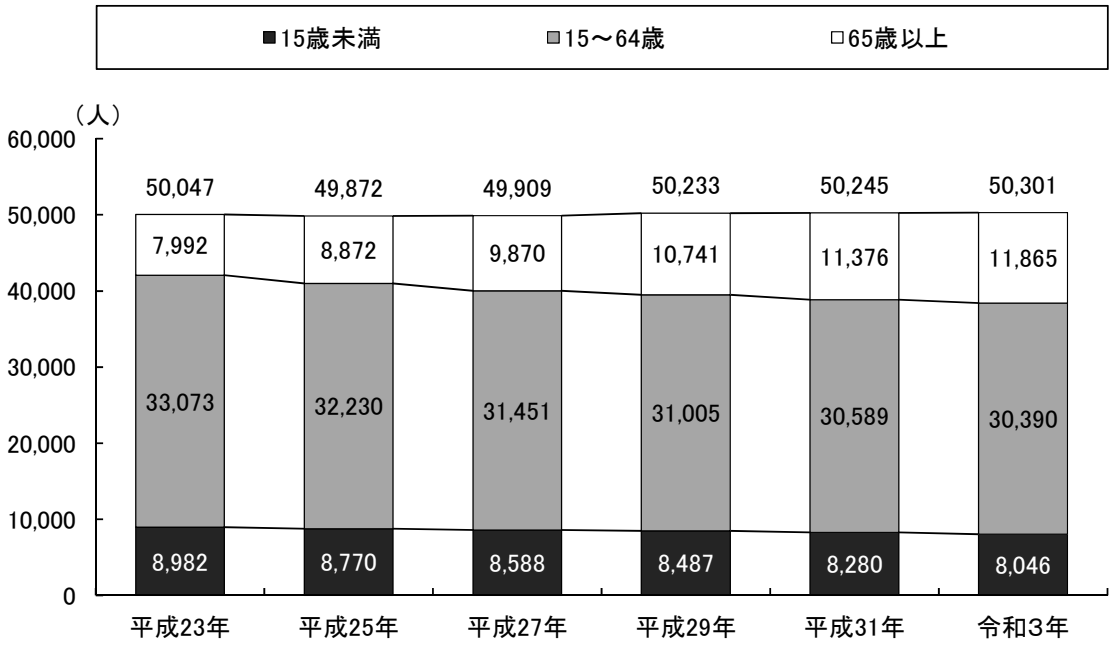

資料：住民基本台帳　　各年３月 31 日現在

本市の総人口は５万人程度で推移していますが、３区分別の年齢構成比をみると 15 歳未満である年少人口の割合が減少し、65 歳以上の割合は増加しています。（図表３）

図表４　人口ピラミッド

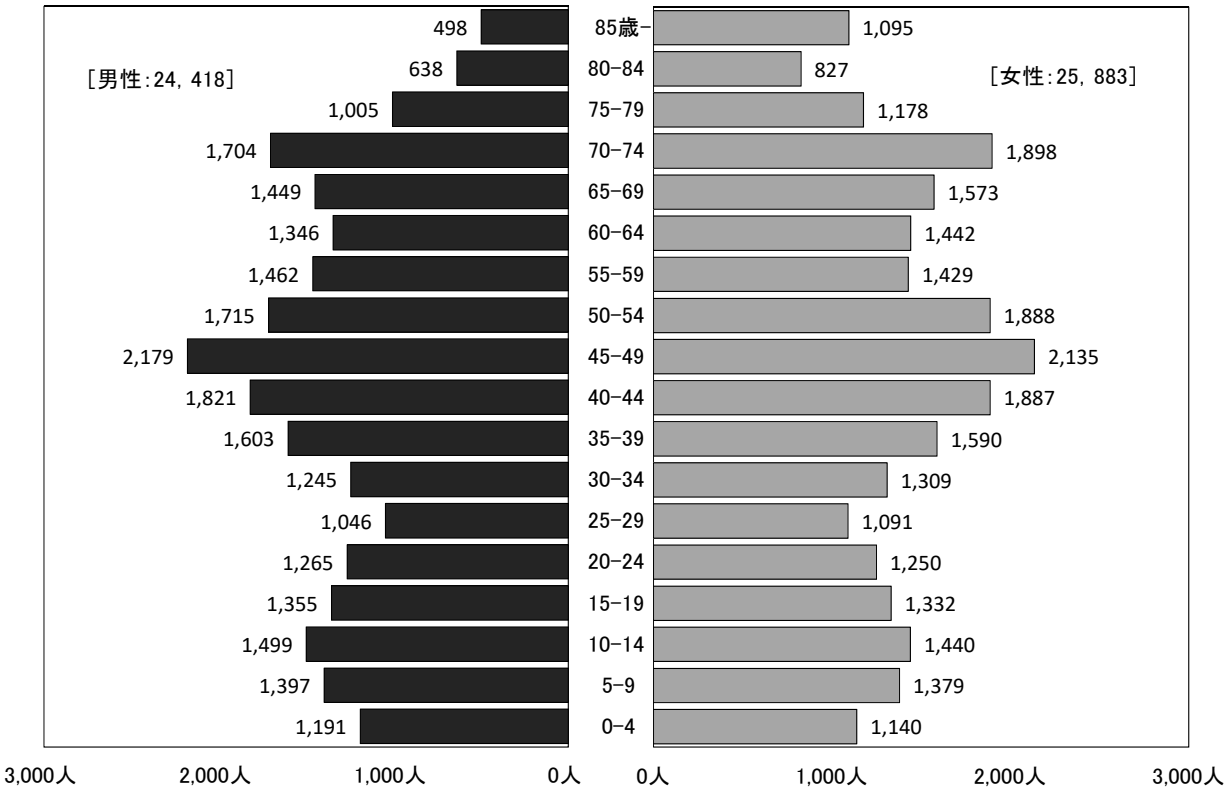

資料：住民基本台帳　　令和３年３月 31 日現在

人口ピラミッドをみると、現在人口が最も多い年齢階層は男女とも 40 歳代後半ですが、男性ではこれに次いで 40 代前半、女性では 70 歳代前半の人口が多くなっています。

全体として、つぼ型に近い形で少子高齢化に伴い、人口減少が進むことが想定されます。（図表４）

図表５　本市の一般総世帯数・単身世帯数及び１世帯当たり人員の推移

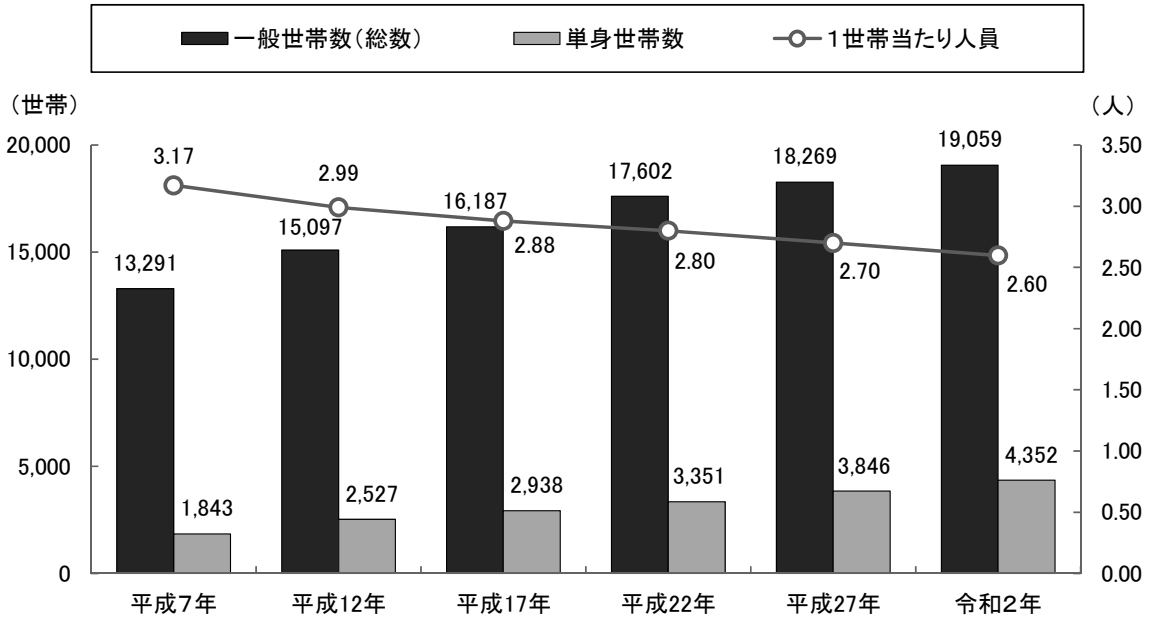

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

本市の一般世帯数は増加していますが、１世帯当たりの人員数は減少しています。また一般世帯のうち単身世帯数も増加しています。（図表５）

（２）少子高齢化の状況

図表６　高齢化率の推移

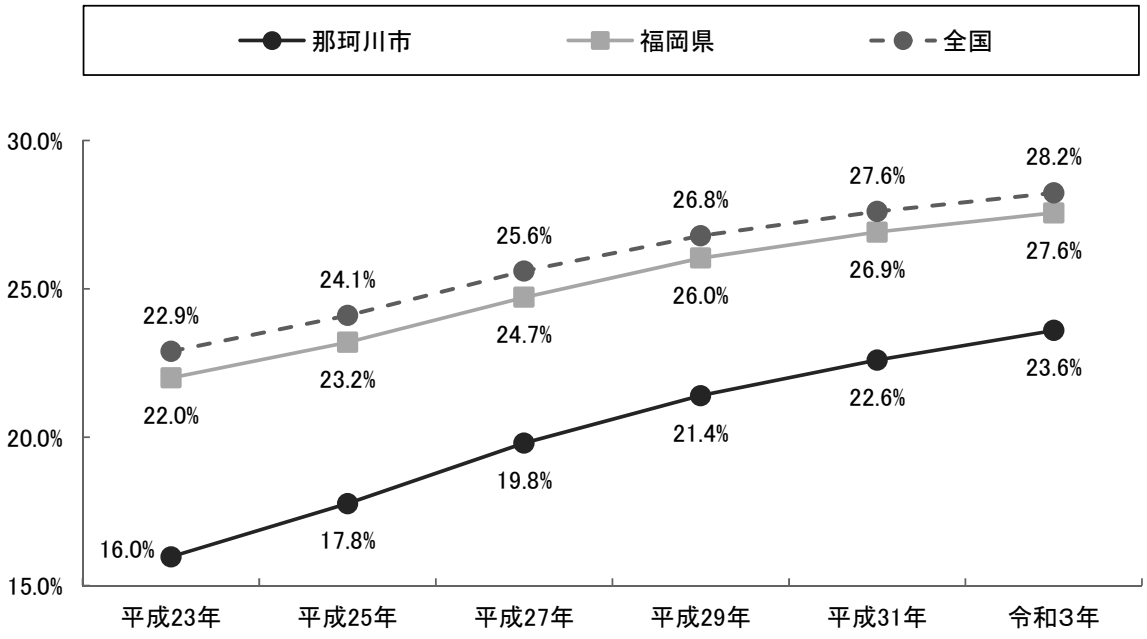

資料

全国・福岡県（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）：

平成 23 年～平成 25 年：３月 31 日現在

平成 27 年～令和　３年：１月　１日現在

那珂川市（住民基本台帳）：平成 23 年～令和３年：３月 31 日現在

本市の高齢化率は近年一貫して増加しており、令和３年３月 31 日時点で 23.6%と、約５人に１人が高齢者という状況です。（図表６）

一方、地域別に高齢化の状況をみると、南畑地区（38.3%）岩戸Ａ地区（37.0%）、安徳Ａ地区（29.2%）、岩戸Ｂ地区（23.3%）、安徳Ｂ地区（16.8%）となっています。（図表７）

図表７　地区別高齢者（65 歳以上）人口及び高齢化率

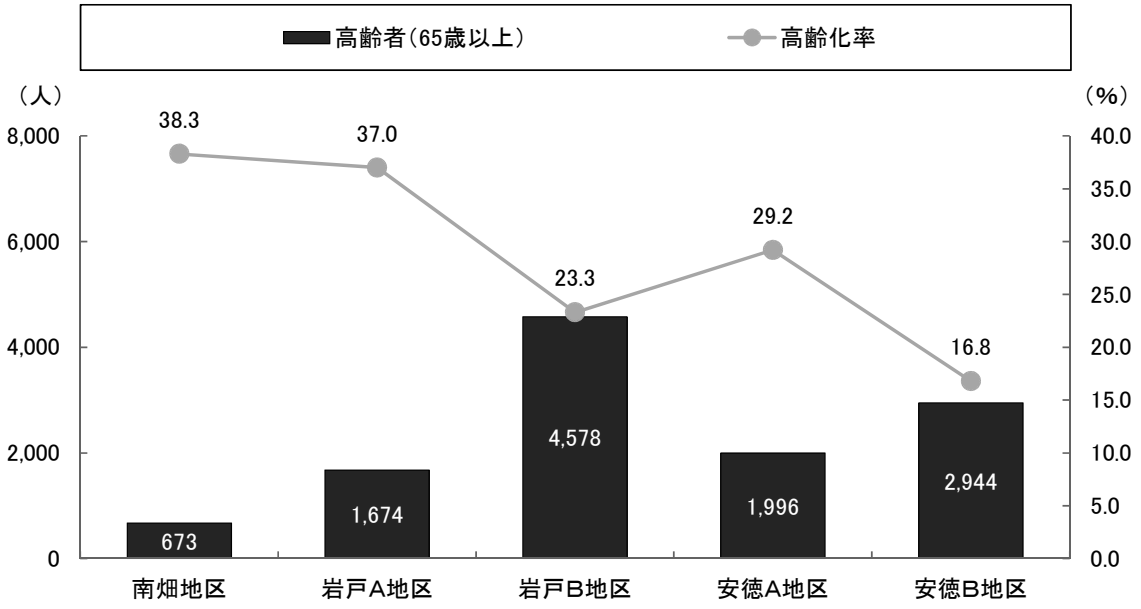

資料：住民基本台帳　　令和３年３月 31 日現在

南 畑 地 区	市ノ瀬、埋金、不入道、成竹、寺倉、南面里
岩戸Ａ地区	西畑、別所、井尻、山田、西隈、後野
岩戸Ｂ地区	道善、恵子、片縄谷口、片縄内田、片縄観音堂、下片縄、下片縄西、片縄今池、片縄新町、片縄緑、片縄浦ノ原、片縄丸ノ口、片縄ときわ台
安徳Ａ地区	上梶原、下梶原、安徳、東隈、仲、王塚台
安徳Ｂ地区	五郎丸、松木、今光、中原、観晴が丘、松原

図表８　本市の高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移

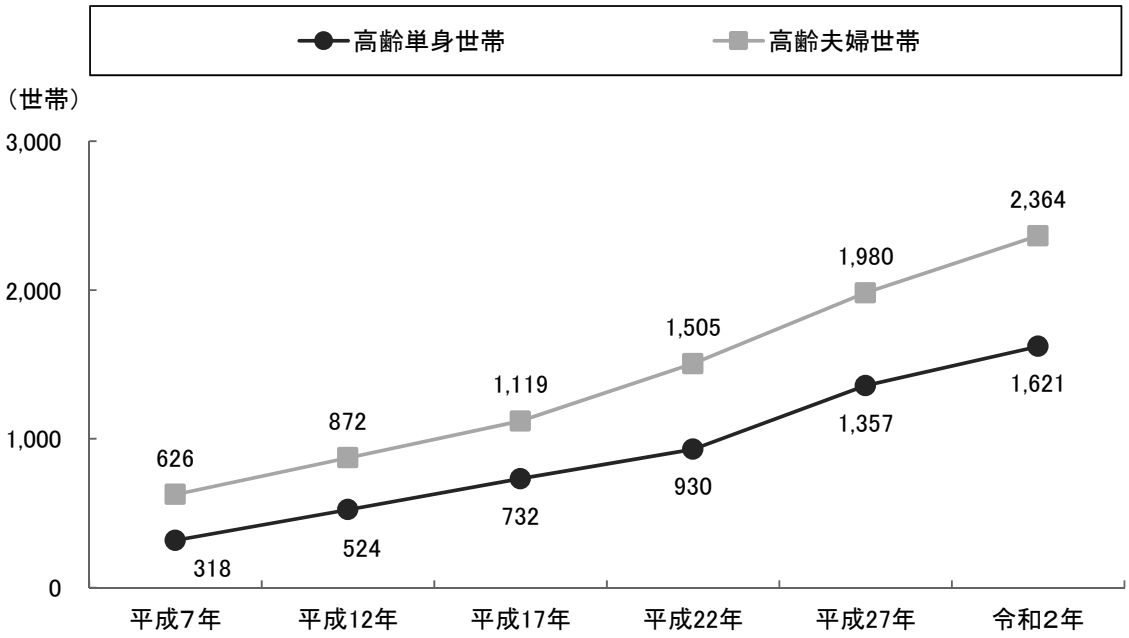

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

※高齢単身世帯とは、65 歳以上が 1 人のみの一般世帯（他の世帯員がいない世帯）であり、高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がいない世帯）です。

高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯は一貫して増加傾向にあります。（図表８）

（３）障がいがある人の推移

図表９　本市の障がい者数の推移

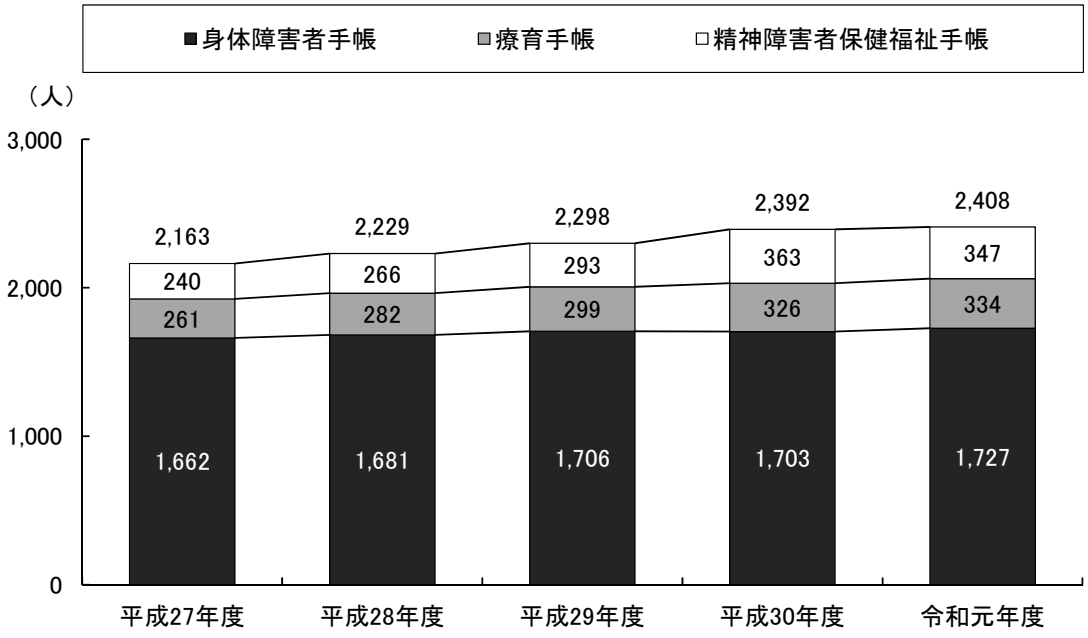

資料：統計なかがわ 2020（令和２）年度版　　各年度末現在

本市の令和元年（2019 年）度末における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付者数は、2,408 人となっています。これを平成 27 年（2015 年）度末と比較すると、245 人の増加となっています。（図表９）

（４）出生数の推移

図表 10　本市の出生数

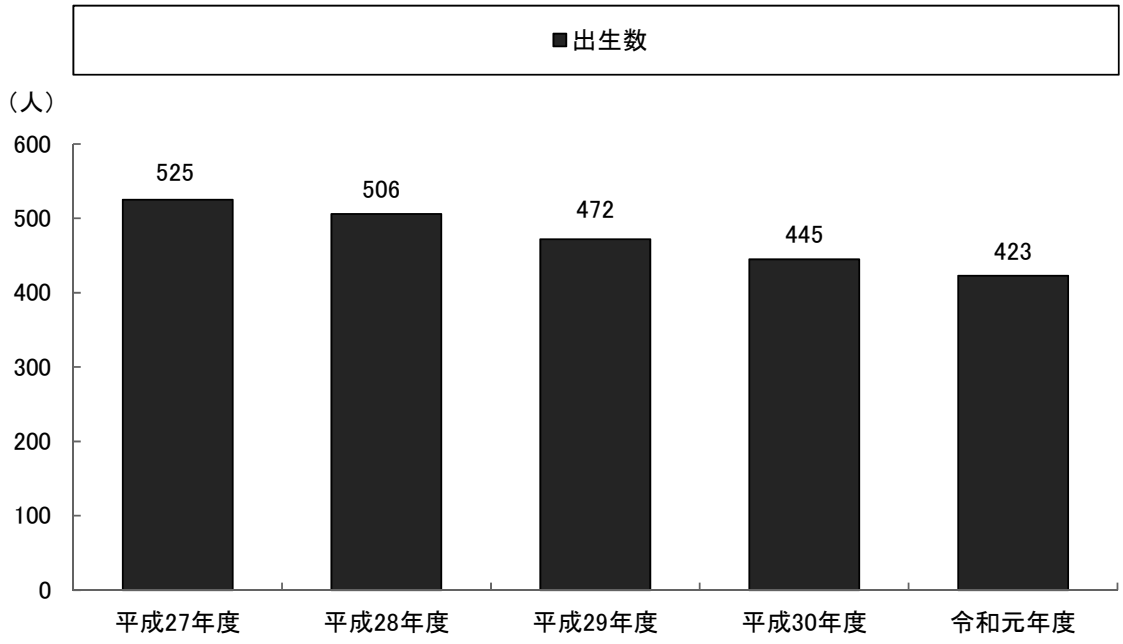

資料：統計なかがわ 2020（令和２）年度版　　各年度末現在

本市の出生数は、減少しています。（図表 10）

（５）要介護認定者数

図表 11　要介護認定者数及び要介護認定率の推移

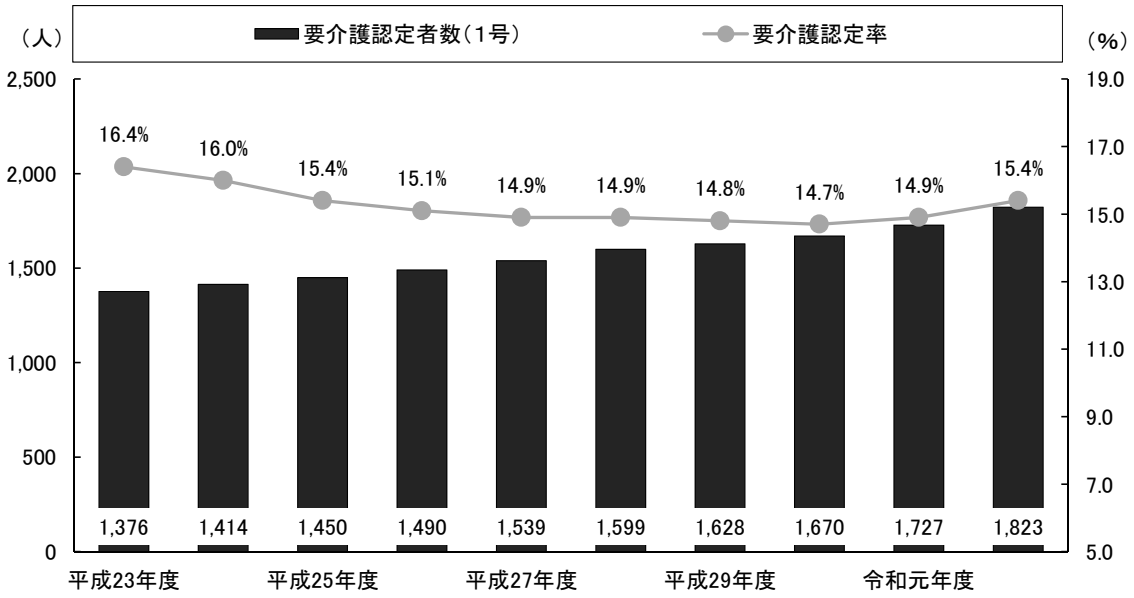

資料：介護保険事業状況報告　　各年度末現在

本市における 65 歳以上の要介護認定者数及び要介護認定率（第１号被保険者数に対する要介護認定者数の割合）の推移は図表 11 に示すとおりです。

要介護認定者数は平成 23 年度以降概ね増加傾向にあり、要介護認定率は平成 30 年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度からやや増加しています。

（６）生活保護の推移

図表 12　被保護世帯数及び被保護人員

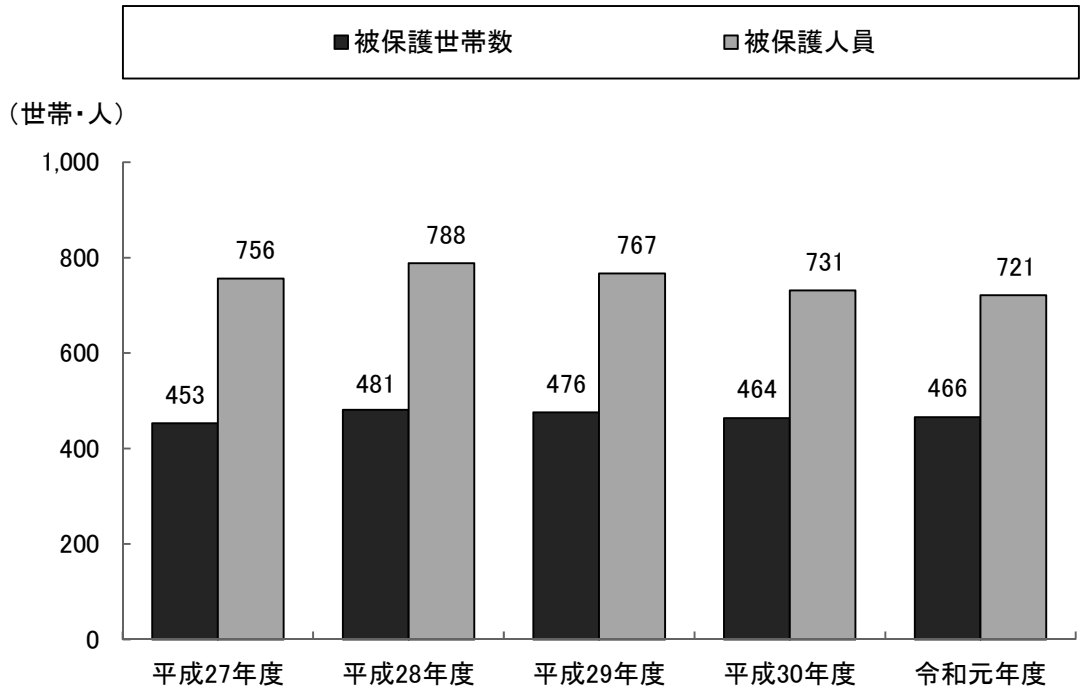

資料：統計なかがわ　2020（令和２）年度版　　各年度平均

生活保護の被保護世帯数及び人員は、平成 29 年度以降減少傾向にあります。しかし、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、相談件数が増加しています。（図表 12）

２．アンケート調査結果からみる那珂川市の現状

（１）地域・地域福祉に関する意識

地域社会の問題に対する住民相互の協力のためには、どのようなことが必要だと考えるか、という問いに対し、「自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつよう心がけること」と回答した人が 38.4％（前回調査 44.2%）と最も多くなっています（図表 13）。年齢別にみると、30 代では「地域の人が気軽に集まれる場所をつくること」、50 代では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させること」との回答が最も多くなっています。

一方、ご近所の方との付き合い方については、「会えばあいさつする程度」と回答した人が 44.6%（前回調査 38.7%）と最も多く、「付き合いはほとんどない」と回答した人を含め、半数以上の人が近所との付き合いをあまり意識せずに暮らしていることがうかがえます（図表 14）。

また、年齢階層による差が見受けられ、年齢層が低くなるにつれ、その傾向が高くなっています（図表 15）。

多くの人が住民相互のつながりをもつようにしたいとは思っていますが、日常生活の中で、隣近所との関係性が薄れてきていることがうかがえます。

図表 13　地域社会の問題に対する住民相互の協力のために必要なこと

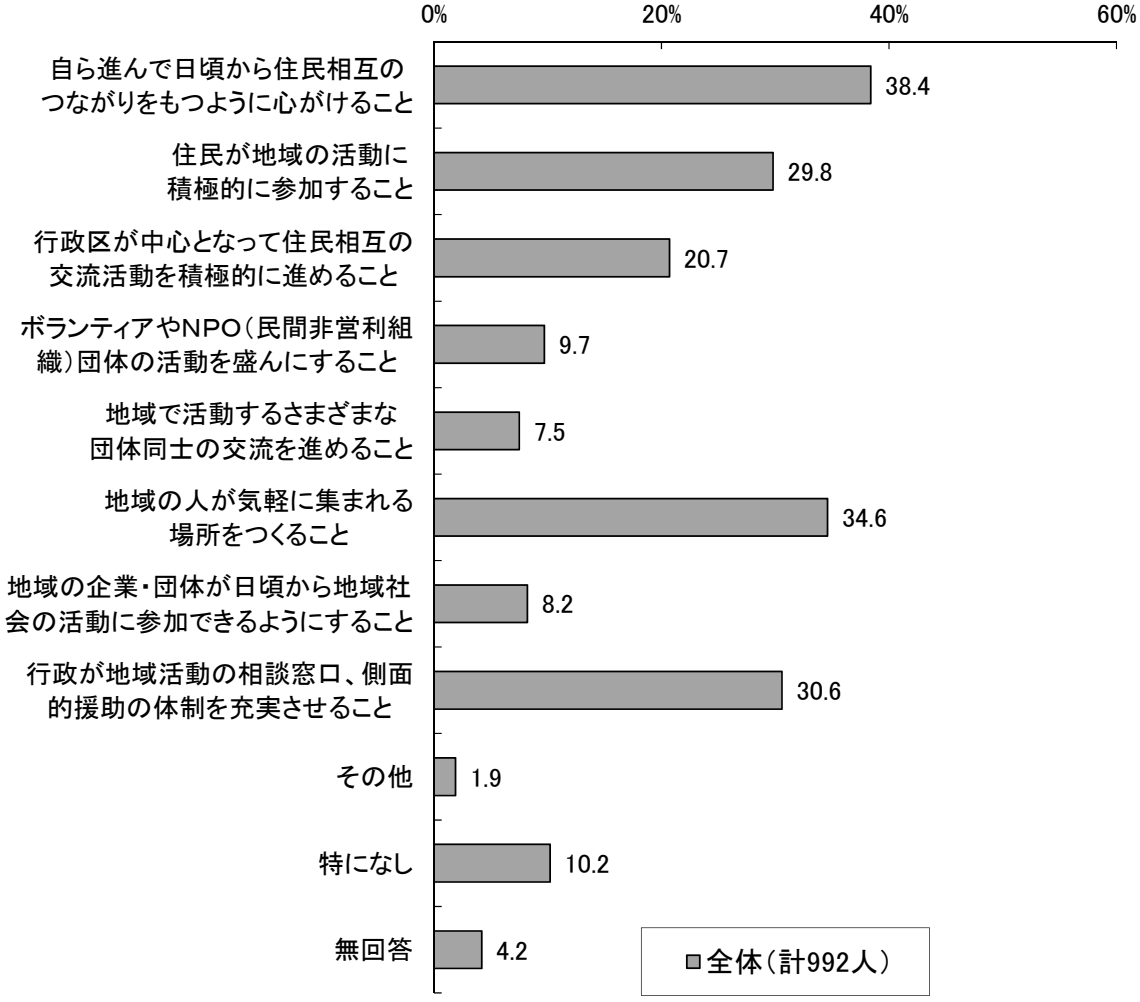

資料：住民アンケート調査結果

図表 14　ご近所の方との付き合い方

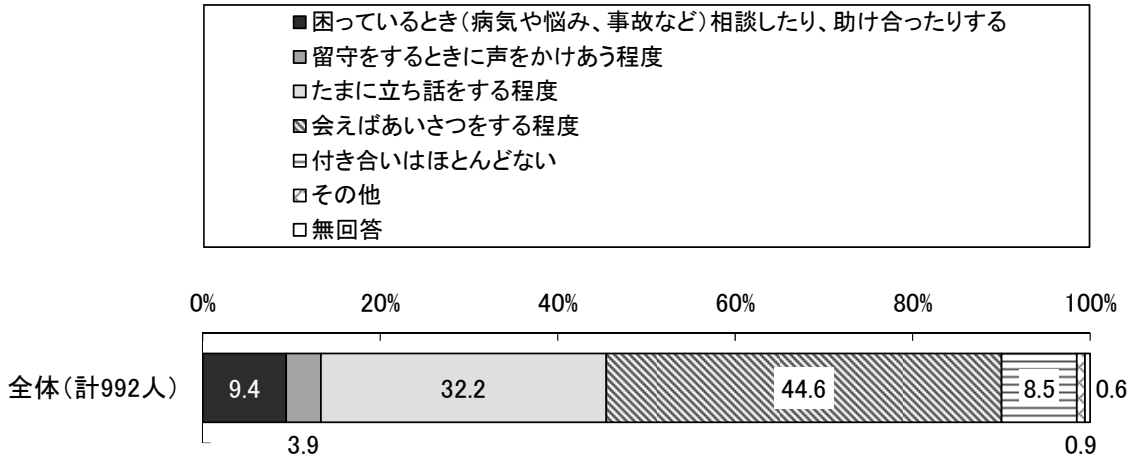

資料：住民アンケート調査結果

図表 15　ご近所の方との付き合い方（年齢階層別）

※凡例は図表14に同じ

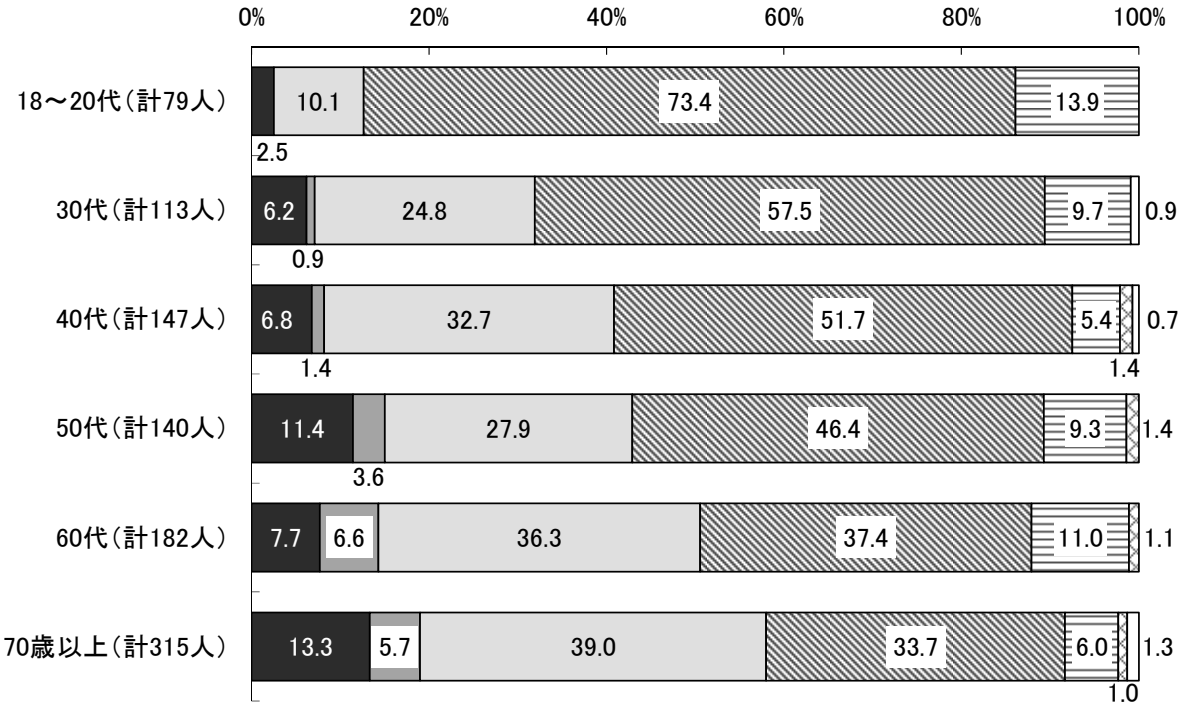

資料：住民アンケート調査結果

（２）地域におけるささえあい

あなたやご家族が、高齢や病気もしくは子育て等で日常生活に支障が出たとき、地域でどのような支援をしてほしいと思うか尋ねたところ、「災害時の支援」が 37.3%（前回調査 52.5%）と回答割合は最も高く、「安否確認の声かけ」や「高齢者などの見守り」も高くなっています（図表 16）。

年齢別では、30 代で「短時間の子どもの預かり」が 39.8%（前回調査 43.7%）との回答割合が他の年代に比べ 20 ポイントほど高くなっています。

一方、隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような支援ができると思うか尋ねたところ、「安否確認の声かけ」が 62.6%（前回調査 64.6%）と最も高く、以下「話し相手」、「買い物の手伝い」となっています（図表 16）。

図表 16　地域でどんな支援をしてほしいか／できるか

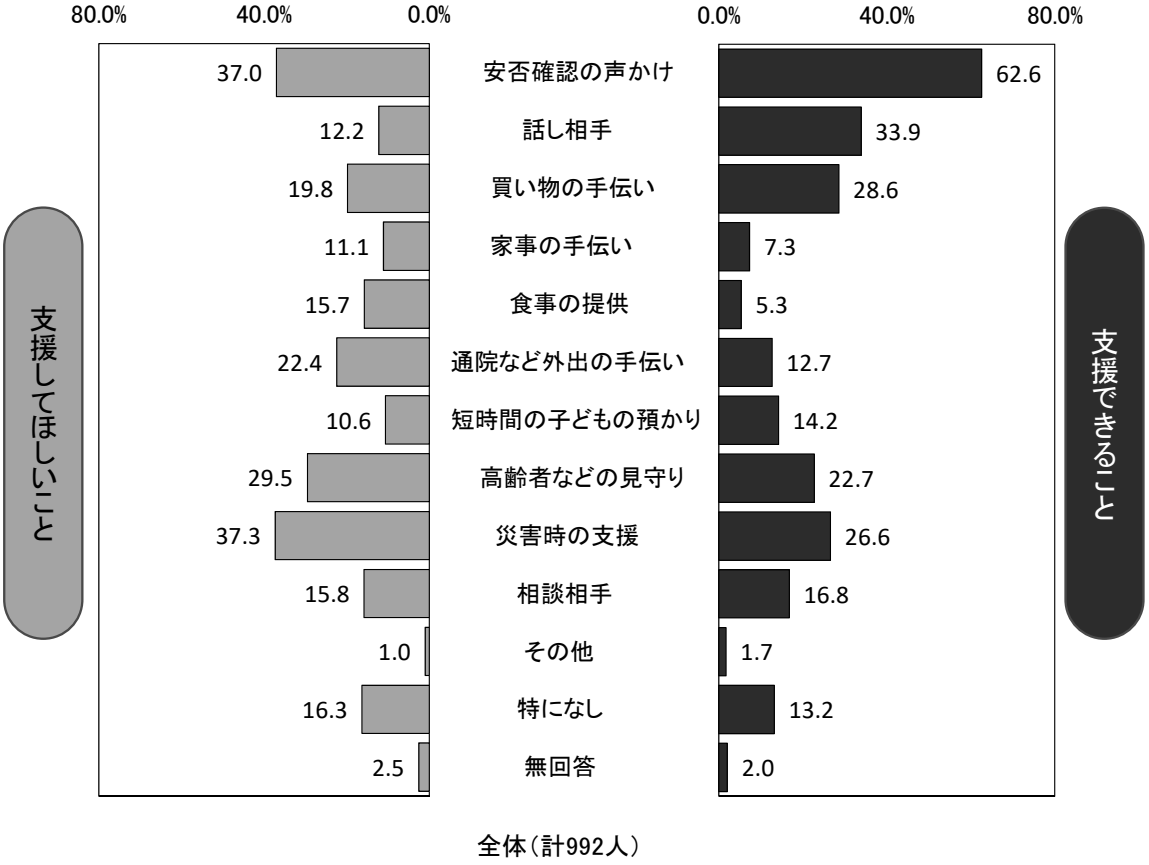

資料：住民アンケート調査結果

（３）地域活動への参加

行政区など地域の活動へ参加しているか尋ねたところ、過半数を超える人が何らかの地域活動に参加していると回答しています（図表 17）。

年齢別では、20 代、30 代では「特になし」と回答する割合が 4 割を超えており、他の年代と比較して 10 ポイント以上低くなっています。

また、地域活動に参加する際に苦労すること、又は参加できない要因となっていることは何か尋ねたところ、「活動する時間がないこと」が 32.0%（前回調査 34.8%）と最も高くなっており、「参加するきっかけが得られないこと」22.6%（前回調査 24.8%）、「身近に一緒に参加できる適当な人がいないこと」19.7%（前回調査 27.0%）となっています（図表 18）。

図表 17　行政区など地域の活動へ参加しているか

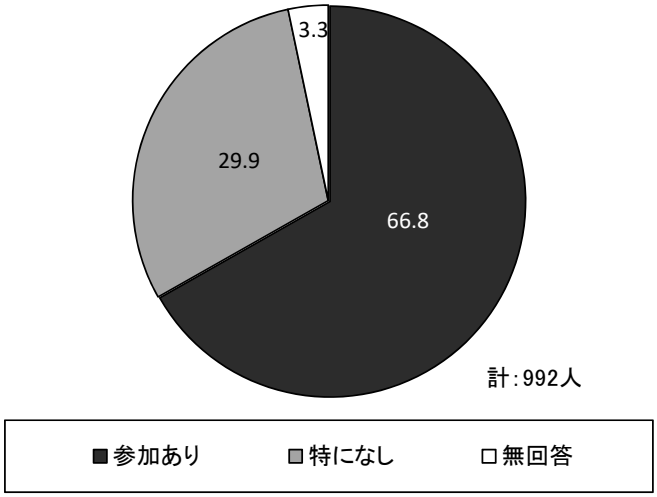

資料：住民アンケート調査結果

図表 18　地域活動に参加する際に苦労すること、参加できない要因

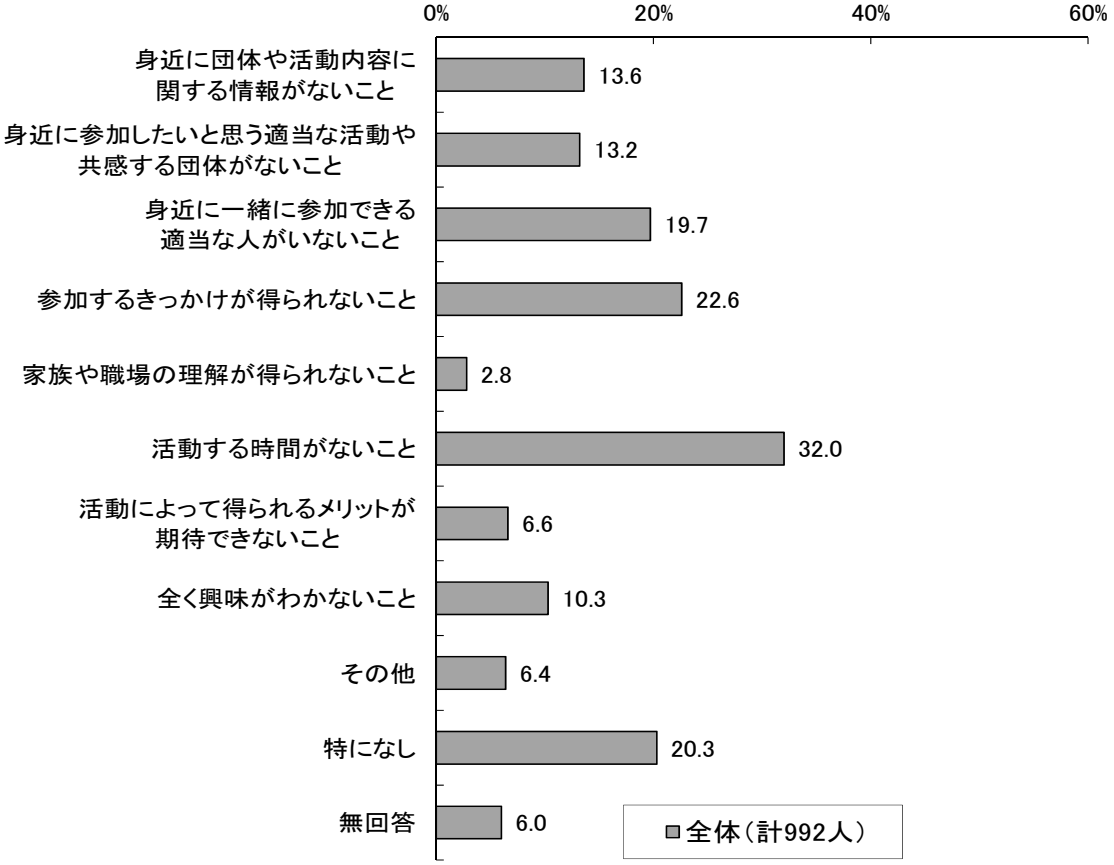

資料：住民アンケート調査結果

（４）緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり

あなたやご家族が、高齢や病気もしくは子育て等で日常生活に支障が出たとき、地域でどのような支援をしてほしいと思うか、という問いに対し、回答割合が高かったのは、「災害時の支援」や「安否確認の声かけ」、「高齢者などの見守り」などでした（P22 図表 16）。

また、ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域に「いる」との回答割合が 30.7%（前回調査 34.0%）となっています（図表 19）。

次に、災害時に避難することが困難な人（避難行動要支援者）が近所にいたら支援する人として協力したいと思うか尋ねたところ、「積極的に協力したい」、「どちらかといえば協力したい」の回答合計が 53.1%と過半数を超えています（図表 20）。

地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか、という問いに対しては、「水や食料などの非常食を備蓄している」との回答が 44.4%（前回調査 22.1%）、「特になし」とする回答が 35.1%（前回調査 55.0%）となっています（図表 21）。

一方、自分が住んでいる地域の自主防災組織の有無については、「知らない」が７割を超えており（図表 22）、年齢別では、若い年代ほどその傾向が高くなっています。

図表 19　ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域にいるか

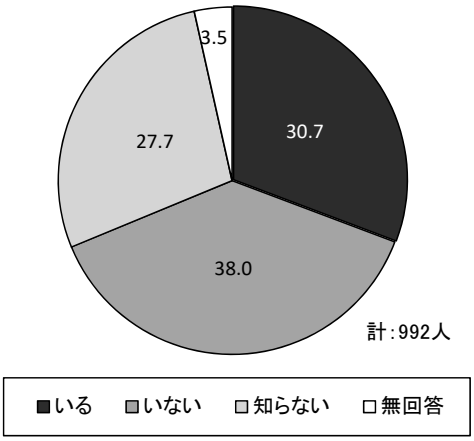

資料：住民アンケート調査結果

図表 20　災害時に避難する事が困難な「避難行動要支援者」が近所にいたら支援する人として協力したいと思うか

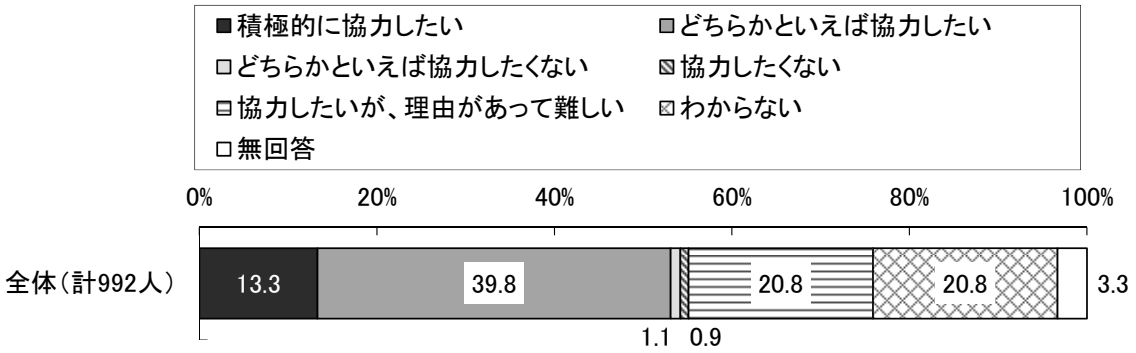

資料：住民アンケート調査結果

図表 21　地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか

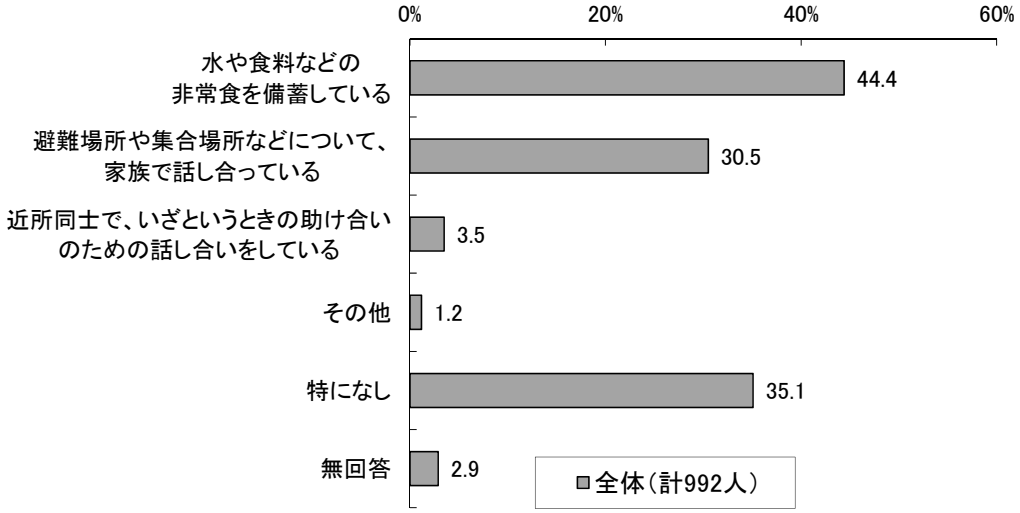

資料：住民アンケート調査結果

図表 22　自分が住んでいる地域の自主防災組織の有無

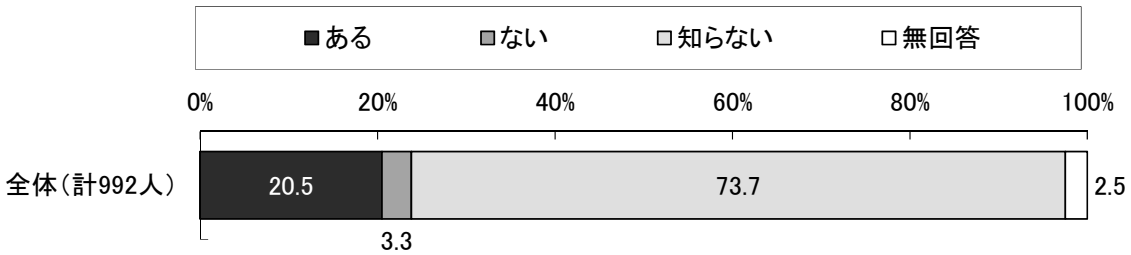

資料：住民アンケート調査結果

※那珂川市各地区すべてに自主防災組織はあります。

※小数点第２位以下を四捨五入しているため比率の合計が 100%にならない場合があります。

（５）組織・制度等の認知状況について

地域の皆さんの身近な相談相手である民生委員児童委員の活動内容について尋ねたところ、「知っている」が 39.2%、「知らない」が 58.9%となっています（図表 23）。年代別に見てみると、傾向として若い年代ほど認知度が低くなっています。

また、成年後見制度について知っているか尋ねたところ、「よく知っている」が 23.5%、「制度名は知っているが、内容は知らない」が 48.6%、「制度名も内容も知らない」が 25.5%となっており、7 割以上が制度内容を知らないと回答しています（図表 24）。

さらに、地域福祉の推進に取り組んでいる団体である社会福祉協議会を知っているか尋ねたところ、「名前も活動も知っている」が 28.5%、「名前だけ知っている」が 52.1%、「名前も活動も知らない」が 17.4%となっており、社会福祉協議会を知っている人は８割以上ですが、その活動内容については約 7 割が知らないと回答しています（図表 25）。

このことからも、様々な方法、手段を用い、福祉に関する情報提供、周知、啓発を行っていくことが必要です。

図表 23　民生委員児童委員の活動内容の認知度

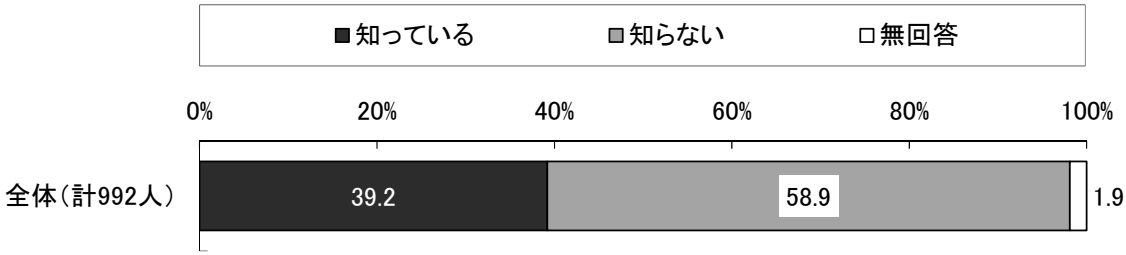

資料：住民アンケート調査結果

図表 24　成年後見制度の認知度

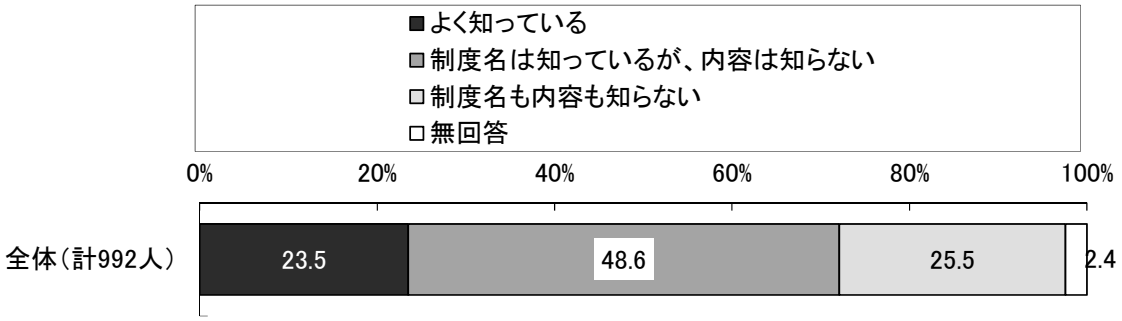

資料：住民アンケート調査結果

図表 25　社会福祉協議会の認知度

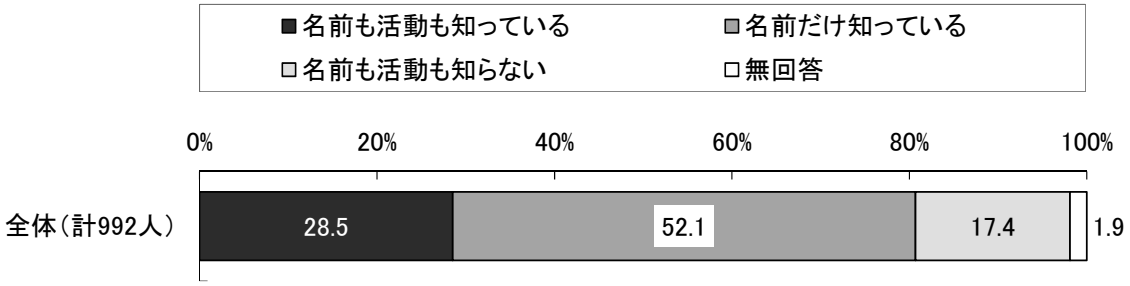

資料：住民アンケート調査結果

３．関係団体ヒアリング調査結果の概要

（１）調査概要

①調査の目的

地域福祉計画・地域福祉活動計画の参考資料とするため、地域福祉に関係するボランティア団体などの現状や課題、今後の活動意向などを把握するために実施しました。

②調査方法

◆調査方法　地域福祉に関係する団体に対し、調査票（質問票）を郵送・メールにより配布・回収

◆調査実施　2021 年（令和３年）10 月

（２）第２次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係るヒアリング調査結果

【各団体の問題点・課題】

活動の担い手の減少	○有職者も増えており人員確保が難しい。平均年齢も上がっている。 ○有職者の定年年齢延長などに伴い人員確保が難しく、役員が高齢になっても交代ができない。 ○活動の担い手、後継者問題は常に課題。 ○役員の担い手もなかなか見つからず、行事も参加が少ない。
活動の場の問題	○会員が一堂に会する場所がない。 ○新型コロナの影響により十分な活動が出来ていない。
参加者間（会員）間の連携	○新型コロナの影響で交流ができない。定例会の参加者が減少している。今まで通りの活動（キャンプや交流会など）ができない。
行政との連携	○協議・連携の強化。 ○シニアクラブがない行政区が多くなっている。
事業所との連携	○関係事業所への事業案内をしているが、案内だけで終わっている。問題意識を共有できれば広がりがあると思う。
参加者（会員数等）の減少	○新型コロナウイルス感染症の影響により活動がほとんどできていない。 ○子育てが終わったお母さんたちは、ほとんど仕事を始める。そのため、入会時の年齢が 60 歳以上となってしまう。 ○寡婦の会員が減少している。高校等を卒業されると疎遠になられているようである。 ○行事も参加が少ない。 ○高齢になり、様々な理由により会員が減少している。

【地域共生社会の実現に向けた問題点や課題・解決策】

問題点や課題	解決策
○情報の共有化。 ○誰とでも話せる、人とのつながり。 ○日頃から人とのつながりをつくる。 ○安心して暮らせる地域づくり。 ○だれひとり取り残さない活動の展開。 ○個々の団体が連携し合えるネットワークづくり。 ○当事者同士の支え合い助け合いは重要であるが、そこに至るまでにハードルがある。 ○リーダーの育成システム。 ○障がい者への理解、障がい者の参加。 ○現在の地域社会は住民相互のつながりを嫌う傾向がある。 ○多様性を相互に認めあえるまちづくり。 ○新型コロナの影響でこれまで以上に地域での「つながり」が希薄になってしまった。 ○ボランティア活動も目的が明確であること、結果が見えることが求められてきている。 ○個人情報保護にとらわれすぎた、他への無関心。 ○訪問されることを拒否される人があり、心をほぐしていくことが難しい。 ○デイサービスに行かない日など、高齢者のお助け隊が必要だと思う。 ○車での移動が多く、近隣の人と会うことがほとんどなく疎遠になっている。 ○ボランティアを募集してもなかなか集まらない。 ○まず、会員間の支え合いや助け合い。 ○気安く相談や話し合える場所があまりない。	○知らせる活動。様々な媒体を活用し、見える化を図る。 ○啓発活動。自分のこととして捉えてもらう。 ○人との結びつき。孤立化を防ぎ、交流する。 ○地域交流を進める。 ○自治会内での住民ニーズ調査の実施。 ○見守り、訪問、交流など、相手の状況に配慮しながらの役員による積極的な活動の展開。 ○関係機関との情報共有・連携。 ○行政支援によるネットワークづくり。 ○障がい者とのふれあい、共同作業。 ○つながりある地域づくりの取り組みについて、情報発信する。 ○行政、地域が一体となり、指導者を育成していくこと。 ○小中学生を対象とした作文コンテストは、とても重要な取り組みとなっている。 ○地域や各団体との交流の場（交流会、行事の共催）を増やせたら良いと思う。 ○活動目的の明確化。 ○活動に参加しやすい、偏った負担のない体制づくり。 ○安心できる相談者、相談場所、居場所の設置。 ○遠慮しなくても済む集いの場があったらよい。 ○制度やサービス、いろいろな活動をしている団体があることを知ってもらいたい。 ○情報発信、周知活動の取り組み。 ○家族の負担を考えると解決策が思い浮かばない。 ○若い会員（60 代、70 代）を増やしていく。 ○日常の隣近所でのコミュニケーションを行うことができたらよい。

【解決のためにできること】

自助としてできること	○関心を持つ。 ○自らを啓発すること。 ○自ら進んで行事に参加。 ○環境を守り助け合う。 ○身近な住戸内の環境整備。 ○多様性の理解。 ○隣近所の状況に気をかけ、声かけなど心掛ける。	○地域の人と積極的につながりを持つこと。 ○多くの人と友達になったり、何でも話せる友達を作る。 ○自身の生活課題を解決する力を養う。 ○アンテナを張り、一緒にできる人、相談できる人を探して取り組むこと。 ○自分ができるボランティア活動に参加していくこと。
互助としてできること	○リーダーが情報発信する。 ○地域ネットワークづくり。 ○お互いに「助けて」と言い合える関係づくり。 ○他人事ではなく自分のこととして捉え、寄り添い、話を聞き、支援あるいは次につなぐこと。 ○区長を中心とした組織づくり、一人にしない体制づくり。 ○団体それぞれの事業に留まらず、他団体との交流や事業参加に積極的に取り組んでいくこと。 ○新型コロナ禍の中でも、感染しないように注意して交流を行っていくこと。	○地域課題の解決を図る。 ○防災・人権などの啓発活動。 ○公民館等への緊急時に備えた備蓄品の確保。 ○様々なことへの参加をしやすくする。障壁をなくす。 ○できることを支援すること。 ○社会を明るくする運動住民集会の実施委員会を立ち上げ開催している。 ○地域やボランティア団体が、それぞれの枠にとらわれない協力体制づくり。 ○日常の隣近所でのコミュニケーションを行うことができたらよい。 ○参加しやすく、喜んでもらえるよう企画した行事を行う（場を作る）。
公助としてできること	○様々な媒体を活用した情報発信。 ○支援が必要な人に寄り添い、様々な提案をすること。 ○団体、地域への行政支援。 ○地域活動の把握と理解。 ○地域の予算的な問題や活動の場の問題などの課題に対して、多方面の情報の提案ができること。 ○活動しやすい助成等の制度整備。 ○行政サービス等の周知、情報発信。	○住民自ら行う必要性があることを情報発信、啓発活動をしていくこと。 ○十分な地域活動を行うための費用負担。 ○行政の各担当部署による行事・事業等の情報発信について、一元化した発信が分かりやすく、各団体との交流の場があれば協力が得られやすいと思う。 ○活動中の団体が、より活動しやすくなるよう、協力・支援を行う。

※自助・互助・共助については、40 ページを参照ください。

自由回答一覧
○新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の予約の際、ＬＩＮＥを使った取り組みはよかった。ＬＩＮＥができない人には、できる人が代わって予約をする。家族の関わりがあり、接種時の動向や見守り等、今まで以上に感じた。 ○行政間での情報共有があまりできていないと感じることがある。縦割りではなく、横の連携を。 ○様々な心身の特性や考え方を持つ様々な人々が相互に理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を啓発していくことも必要。 ○できる可能性を高めていくことで、共生社会を皆で作っていくことができると思います。 ○地域の支え合いの必要性は、災害等を通じて多くの人が感じている。しかし、世代が変われば考え方も変化していくので、臨機に時代に応じた行政による支援、情報発信を。 ○『事』が変わることは、「変える側」も「変えられる側」もエネルギーが必要。双方、不安や不満があり、意識を変えるには時間が必要。 ○地域共生社会に思いを馳せながら、協力し、連携し、交流できればと思う。 ○市民アンケート（無作為抽出）により市民意識を把握し、施策の参考にしていくことも必要。 ○地域福祉の向上、地域共生社会の実現は、住民一人ひとりにとって、とても大切であり、地道な努力が必要。ともに歩むためには、行政の支えが大切だと思う。 ○市民への啓蒙活動が行き渡っていないと思うので、機会ある毎に実施をお願いしたい。 ○「地域共生社会」の実現に向け、地域毎に共同体ができつつあり、企業、地域の連携による移動販売の取り組みも始まっている。ボランティアで立ち上げられた子どもたちの「居場所」などがたくさんある。それぞれの想いで活動していると思われてきたものの必要性が「地域共生社会」の実現に向け認識されていくことは、今後の活力になる。 ○行政サービスの周知、情報発信をしてほしい。また、どのように相談したらよいかわからない人もいる。総合相談窓口を設置してほしい。 ○偏見がなく、住みやすい市になることが一番ですが、自分たちがどれだけ参加し、利用、協力できるのかも全く分かりません。 ○単身世帯や、夫婦二人世帯が多くなってきている。孤立しないよう、相談や支援ができる体制づくりをしてほしい。

４．課題の整理

（１）少子高齢化の進行について

少子高齢化の進行は、労働力の減少による経済成長の衰退が予測されるとともに、年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増へとつながり、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。高齢者の自立を支え、社会参加を促すための整備や、若い世代が安心して子どもを産み育てられるための環境の整備など、あらゆる世代を支える仕組みづくりが必要です。

いつまでも元気に住み慣れた地域の中で暮らしていくためにも、若いころからの健康づくりや、介護予防への取り組みが必要となります。また、要介護認定者の増加に伴い、介護をする家族等関係者の負担も大きくなることから、福祉サービスの充実と、適切な利用促進、加えて地域社会とのつながりを強めることによって介護者の負担軽減を図ることも必要です。

（２）地域の結びつきについて

アンケート調査や団体ヒアリングの結果からは、本市においても住民同士の地域での結びつきが希薄化している現状がみられます。身近な地域の中で安全・安心に暮らしていくためには、公的支援以外にも、この住民同士の結びつきによる支え合いが重要であり、今後住民同士のつながりを強めていくための意識啓発や、仕組みづくりが必要です。

（３）地域活動について

アンケート調査の結果からは、若い世代を中心に地域活動への参加状況がやや低い傾向がみられ、ご近所との付き合いについても、若い世代ほど親密度の低下や消極的な傾向がみられます。

その一方で、災害時の助け合いや、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援等について、住民同士で助け合う必要があると思うことについては、比較的高い年齢層中心に回答の割合が高くなっています。

今後は若い世代を中心に、地域の結びつき、助け合いの大切さについて啓発を進め、積極的な参加を促していくための取り組みが必要になります。

また、現在は地域活動の担い手の高齢化等により、次の担い手の確保が困難な状況にあることが、団体ヒアリング調査の結果から指摘されています。住民への地域活動の周知を進め、担い手としての参加を促していくとともに、後継者の継承に向けた取り組みも必要です。

（４）地域の安全・安心について

近年の風水害や、地震などの自然災害の増加に伴い、近隣住民同士による災害時の支援や安否確認、防災などへの取り組みはますます重要になっています。アンケート調査や団体ヒアリングの中でも、防災・災害時への対応は、住民相互による助け合いが必要なこととして指摘されています。

地域住民による助け合い・ささえあいの意識啓発に取り組みながら、防災、災害時の対応を進めていく必要があります。

また、長寿命化に伴う認知症高齢者の増加をはじめとして、自己による意思決定が困難になる方の増加が懸念されます。そのため、こうした方を支援する成年後見制度の普及が急がれます。アンケート調査の結果からは、制度の必要性についてはある程度認められているものの、自分や家族が必要になった場合の利用については、「わからない」とする回答が多く、制度の周知と普及に向けた取り組みが必要な状況にあります。

第３章　計画の基本理念と基本目標

１．本市が目指す将来像と、計画の基本理念

（１）市が目指す将来像

那珂川市総合計画では、まちづくりの将来像として「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ」を描いており、本計画と関連したまちづくりテーマ（施策大綱）として「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」「誰もが学び、育むまちづくり」を進めていくこととしています。

（２）計画の基本理念

住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくことは、多くの住民の願いです。

私たちは、一人ひとりの人権を尊重し、ちがいや多様性を受容し、お互いにささえあいながら、助け合いながら、共に生きる社会、地域共生社会を実現していかなければなりません。

そのためには、住民一人ひとりが主体性を持って、共に地域社会を創っていくことが必要となります。

このことから、第２次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念は、第１次計画を引継ぎ、「人と人がつながり　安心して　いきいきと暮らすことができる地域づくり」とし、那珂川市と那珂川市社会福祉協議会が一体となって計画を推進していくこととします。

また、地域福祉活動計画では、地域福祉の推進役である那珂川市社会福祉協議会が、住民参加の地域福祉を推進し、様々な団体と連携することで那珂川市社会福祉協議会の基本理念である「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現を目指し、地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）の取り組みを進めていきます。

［基本理念］

人と人がつながり
安心して
いきいきと暮らす
ことができる
地域づくり

２．計画の基本目標

（１）基本目標

計画の基本理念「人と人がつながり安心していきいきと暮らすことができる地域づくり」を実現するために、次に掲げる３つの基本目標を設定しています。

３つの基本目標は、基本理念に掲げた一つひとつの言葉をキーワードとして設定しました。

［基本目標］

１．人と人がつながる地域づくり

地域の中で、人と人がつながりあうためには、住民一人ひとりが多様性やお互いの違いを受容し理解しあうことが重要です。そのためにも、地域での交流やふれあいの機会をもち、住民一人ひとりが「声かけ」で知り合い、交流し、また、「見守り」ながら互いにささえあい、尊重し合っていくことが大切です。

２．安心して暮らす地域づくり

地域の中で、安心して暮らしていくためには、相談体制を充実し、生活困窮者への支援や権利擁護を推進していくことが重要です。また、緊急時・災害時の助け合いや防犯に際する地域でのしくみが必要です。

３．いきいきと暮らす地域づくり

地域の中で、いきいきと暮らしていくためには、いきがいが地域活動の中に見出せることが大切（大事）です。

３つの基本目標を具体化するために 11 の具体的取り組みを設定しました。

３．計画の体系と具体的取り組み

図表 26　計画の体系と具体的取り組み

【基本理念】　【基本目標】　【小目標】

人と人がつながり　安心していきいきと暮らすことができる地域づくり

- **１．人と人がつながる地域づくり**
  - （1）地域での交流やふれあいの促進
  - （2）地域のささえあいのしくみづくり
  - （3）お互いのちがいや多様性を認めあう地域づくり
  - （4）地域での子育て支援の充実
- **２．安心して暮らす地域づくり**
  - （1）緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり
  - （2）地域ぐるみの防犯活動
  - （3）住み慣れた地域で暮らし続けるためのサポート体制づくり
  - （4）わかりやすい情報発信とつながる相談体制
- **３．いきいきと暮らす地域づくり**
  - （1）生きがい活動の促進
  - （2）地域ぐるみの健康づくりと介護予防
  - （3）ボランティア活動の促進

４．取り組みの主体

（１）取り組みの主体

地域福祉を進めていくには、自助、互助、共助、公助の役割分担と連携が必要です。公助である福祉サービスを提供していく環境づくり、互助の取り組みである社会福祉協議会や自治会活動、ボランティア活動、ＮＰＯ法人によるサービスなど、圏域の中で様々な主体が活動しています。

これらを踏まえ、具体的取り組みごとについて「自助、互助、共助、公助」の区分を示します。自助、互助、共助、公助の取り組みの主体は、次のようになります。

図表 27　自助、互助、共助、公助の取り組みの主体

区分	説明	取り組みの主体
自助	一人ひとりができること	個人
互助	家族・友人など地域社会による助け合い	地域、各種団体など
共助	制度化された相互扶助	介護保険や年金制度、医療保険などの被保険者による相互の負担で行うサービス
公助	行政や専門機関が行うこと	那珂川市、地域包括支援センターなどの公的機関

本計画では、自助として、「一人ひとりが取り組むこと」、互助として、「地域が取り組むこと」、「社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）」、公助として、「行政が取り組むこと」と、それぞれの主体ごとに行動目標を明記します。

第４章　地域福祉を進めるために

基本目標１　人と人がつながる地域づくり

（１）地域での交流やふれあいの促進

［現状と課題］

共にささえあう地域づくりのためには、人と人とがつながり合うことはとても重要です。

住民アンケート結果からも、多くの年代で、自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつように心がけることが必要だと認識していることがうかがえます。

しかし、少子高齢化が進む中、地域における人と人とのつながりは、ますます希薄化しています。

その結果、社会的に孤立し、誰にも相談できずに適切な支援へとつながらず、問題が複雑化、深刻化するケースが増えてきています。

わたしたちは、地域の中で人と人とのつながりを築いていくことが大切であると思っています。一方で、一人ひとりの考え方、価値観は異なり、仕事やプライベートほか様々な事由により、また、ものが豊かにあるが故、人と人とのつながりを消極的に捉えてしまっている面があると思われます。

地域の中で、交流やふれあう機会があること、そして継続していくことはとても大切です。その中でも新たな出会いが生まれます。また、気軽に集える場所を地域の中に見出していくことや、地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実していくことも重要です。

図表 28　地域社会の問題に対する住民相互の協力のために必要なこと（再掲）

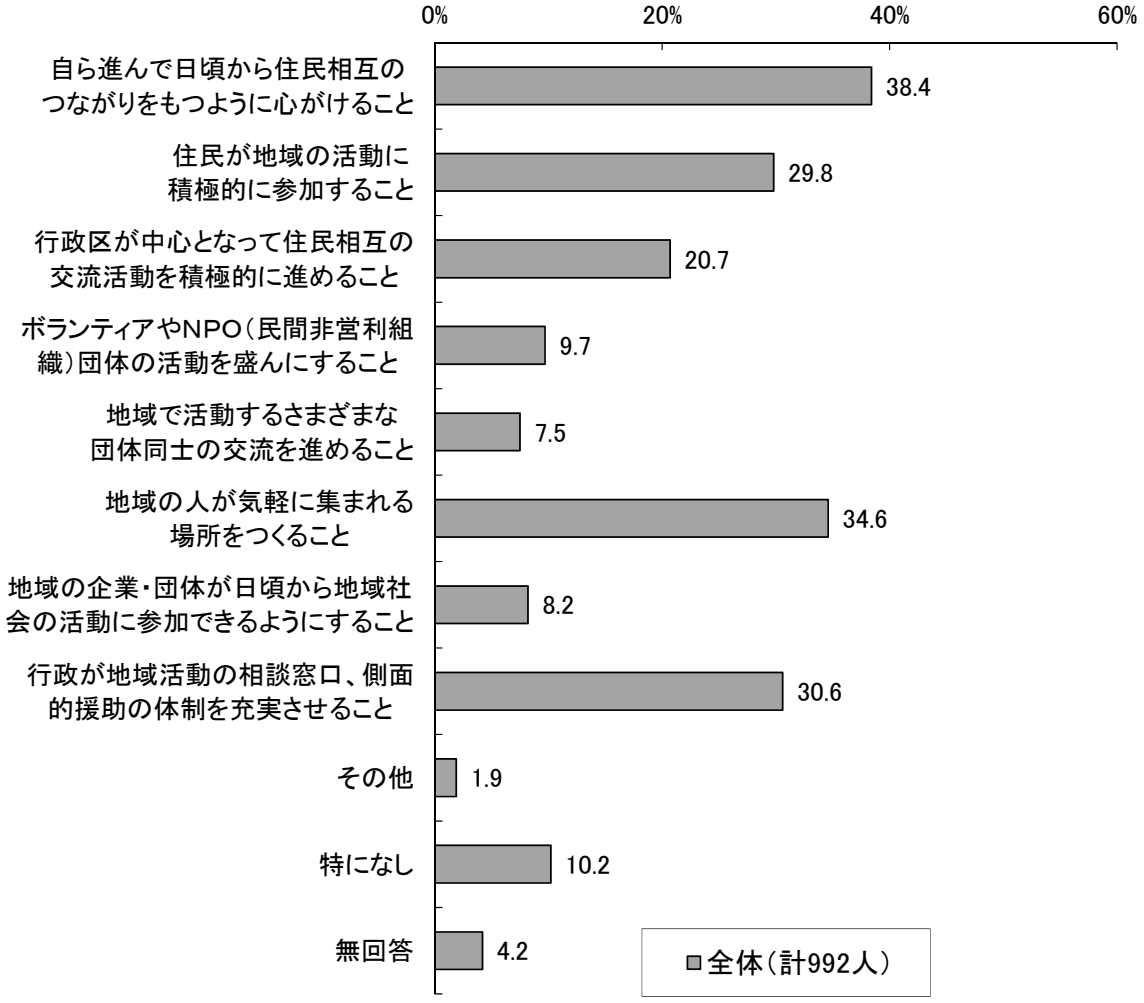

資料：住民アンケート調査結果

図表 29　ご近所の方との付き合い方（年齢階層別）（再掲）

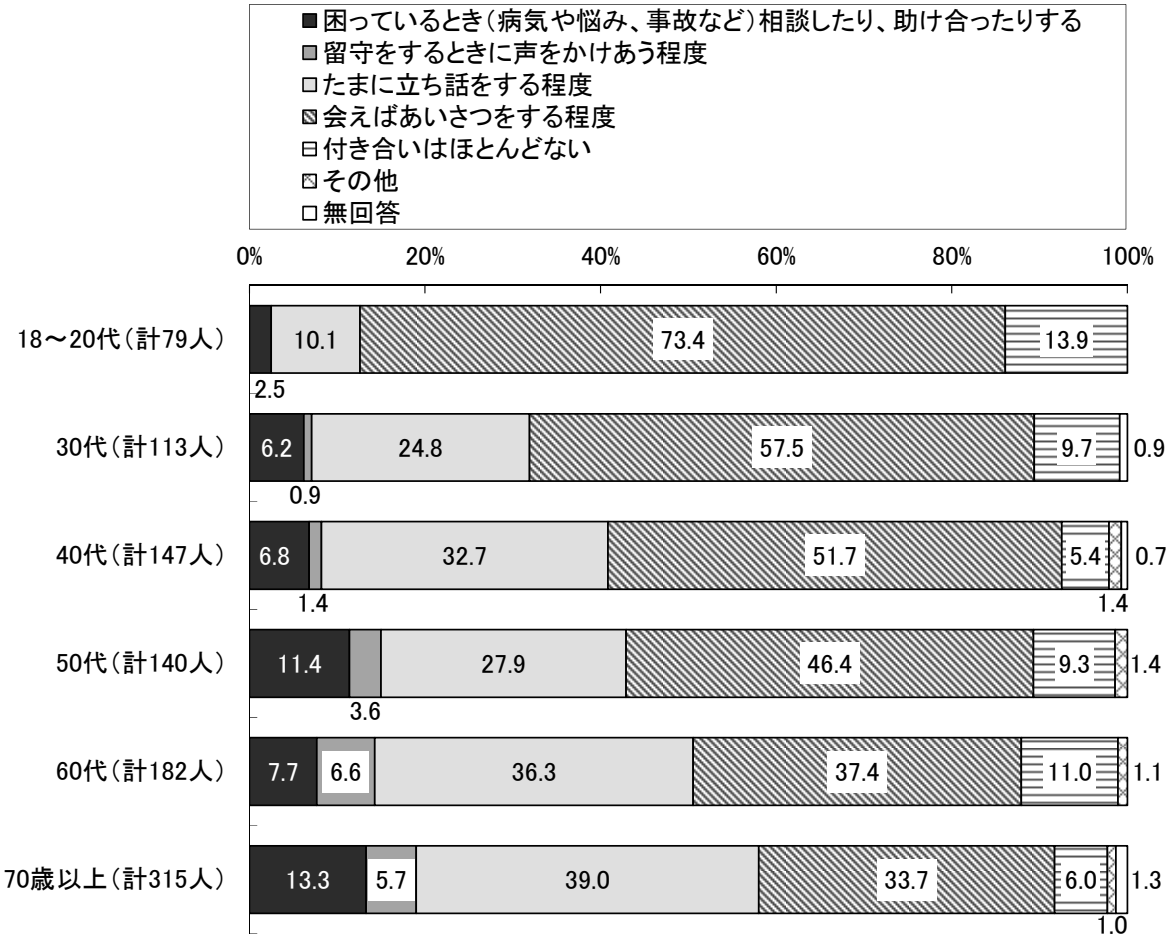

資料：住民アンケート調査結果

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●積極的に公民館活動やふれあいサロンなど地域の行事へ参加します。

地域が取り組むこと（互助）
●子どもの登下校の際に地域で見守りを行います。 ●隣近所や地域の気の合う仲間同士が日常生活の延長として集い、語らい、楽しむ場を積極的に持つよう心がけます。 ●子ども会やシニアクラブなどと連携を進めることで、世代間交流を図ります。 ●自治会単位などであいさつや声かけ運動を実施します。 ●コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と連携し、学校運営にも積極的に参画を図り、体験学習など地域の子どもたちとの交流に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと
●ふれあいサロンの支援を行います。 ●障がい児・者の居場所をつくります。 ●在宅介護者の支援を行います。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

○ふれあいサロンの支援	
地域にある気軽に行ける場所を住民が主体的に実施、運営が継続出来るよう支援します。	
ふれあいサロン	お住まいの区公民館等を使って、高齢者の方が気軽に集まれる憩いの場です。地域の方が主体的に活動し、地域の特徴に合わせた取り組みをすることによって、高齢者の居場所づくり、健康増進、とじこもり防止、ご近所との交流など、地域の活性化につながっています。

○障がい児・者の居場所	
障がいのある人の交流活動、居場所づくりを行います。	
たけのこクラブ	市内に住んでいる特別支援学級等に通学している小学生児童と、夏休み、春休みの期間中に、地域のボランティアの方と交流する機会をつくり、レクリエーション活動（水遊び、工作等）を行っています。特別支援学級の子どもたちの長期休業時の居場所づくりになっています。

○在宅介護者の支援
介護をしている家族が一人で悩みを抱え込み孤立することがないよう、リフレッシュできる場を作ります。

行政が取り組むこと（公助）
●住民の交流の現状や情報などを広報紙やＨＰ、SNS 等を通じ広く伝え、交流を促進します。 ●公共施設等の空きスペースを利用しやすくし、交流の場づくりを支援します。

（2）地域のささえあいのしくみづくり

［現状と課題］

住民アンケートで「隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てなどで困っている家庭があった場合、あなたはどのような支援ができると思うか」との問いに、「安否確認の声かけ」「話し相手」「買い物の手伝い」の順で回答割合が高くなっています。特に、話し相手や買い物の手伝いは、一定の関係性を要することと思われ、地域のささえあいの素地は見受けられます。このような意識を大切にし、次代を担う青少年と中高年、高齢世代と世代を横断した地域におけるささえあいのしくみを、支援を必要とする人が地域社会の中で孤立することがないように構築していくことが必要です。

また、地域福祉に関する関係団体ヒアリング調査において、担い手の高齢化、担い手の不足といった課題が多くありました。このようなことも、地域におけるささえあいのしくみを構築していく中で解決していくと考えられます。

図表 30　地域でどんな支援をしてほしいか／できるか（再掲）

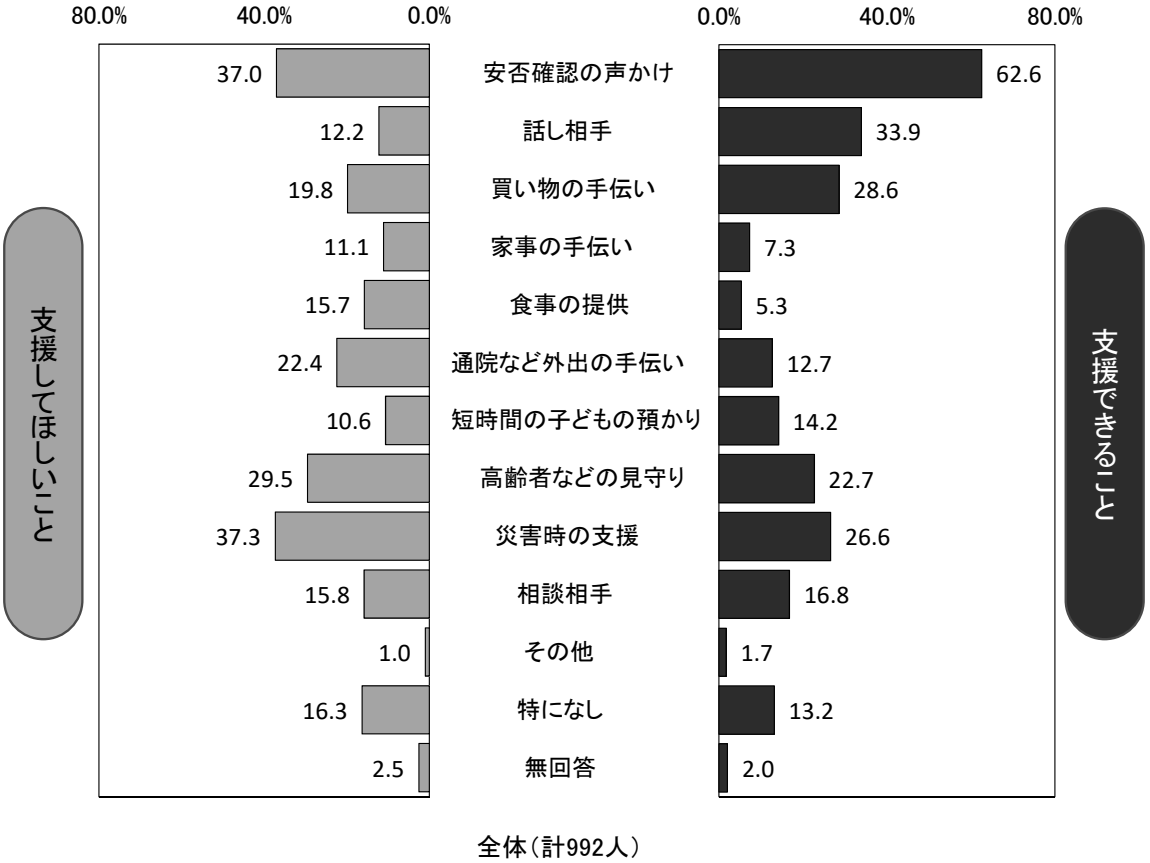

資料：住民アンケート調査結果

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●地域でささえ、ささえられる関係をつくります。 ●市や社会福祉協議会が実施する講演会や研修会に積極的に参加します。 ●私たちが住んでいる地域に関心を持ち、地域について考える時間を持ちます。

地域が取り組むこと（互助）
●あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持ちます。 ●色々な行事に対して、近所の人を誘って一緒に参加するよう心がけます。 ●近所のひとり暮らしの人へ気配りをします。

社会福祉協議会が取り組むこと
●地域福祉活動の推進をします。 ●福祉ネットワーク活動の推進をします。 ●福祉委員長の設置と福祉活動の支援を行います。 ●小地域見守り活動を強化します。 ●地域福祉活動における財源の確保を行います。 ●全世代型・包括的な支援の仕組みをつくります。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

○地域福祉活動の推進
地域の福祉課題の把握を行い、課題解決の方法を住民とともに話し合う場を作り、住民が主体的に活動できるよう支援を行います。

○福祉ネットワーク活動の推進	
住民の福祉活動を支える基盤となる「福祉ネットワーク推進委員会」が行政区単位で実施、運営できるよう支援を行います。また、地域の福祉関係者が福祉課題を住民で主体的に解決し、福祉活動を円滑に進めるために連携できるよう支援します。	
福祉ネットワーク 推進地区支援事業	福祉ネットワーク推進地区支援事業 地域の中で、様々な福祉ニーズを抱えた人々に対して、地域住民の「支え合い」を基本として、すべての地域住民がごく普通に、家族や地域の中で自立した生活ができるように支え合い、「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」を目指すためのネットワークづくりの支援を行います。

○福祉委員長の設置と福祉活動の支援
行政区の福祉活動を中心的に推進していく地域のアンテナ役として福祉委員長を設置します。また、各行政区の地域福祉活動の進め方について、個別に相談対応を行うことで福祉委員長と連携しながら福祉活動を支援します。

○小地域見守り活動の強化	
ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を中心に住民による声かけ・見守り訪問活動を推進することで、支え合いの活動を実施します。	
見守り活動	ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等へ定期的に安否確認や声かけ訪問をする活動です。

○地域福祉活動における財源の確保	
福祉のまちづくりに必要となる財源確保のため、地域住民及び福祉関係団体等に対し周知啓発活動を行い、社協会員制度の促進や赤い羽根共同募金運動の推進を行います。	
社協会費	住民の会費は、地域福祉の推進に必要な地域活動の財源となっています。
赤い羽根共同募金	赤い羽根共同募金は、住民のみなさま、企業等のご協力により募金が集められています。集まった募金は、高齢者、障がい者、子どもたちなどへの福祉活動の財源や、福祉団体などの支援に役立てられています。

○全世代型・包括的な支援の仕組みづくり	
世代や分野等を問わない、全世代型の支援を実施するために、生活圏域ごとを担当する地域福祉コーディネーターを配置します。また、住んでいる人だけではなく、企業や事業所等を巻き込んだ地域福祉活動の展開を行い、包括的な支援体制の構築に努めていきます。	
地域福祉コーディネーター	福祉ネットワーク事業の推進にとどまらず、行政区ごとのニーズを細かく把握した上での生活支援の仕組み等、地域づくりの支援を行います。

行政が取り組むこと（公助）
●市職員の地域活動やボランティアへの参加を促進します。 ●福祉サービスの周知のために、出前講座をするなど、積極的に広報・啓発活動を行います。 ●包括的なケア体制の更なる充実に向け、生活支援体制整備事業、並びに在宅医療及び介護連携の推進等を図ります。

（３）お互いのちがいや多様性を認めあう地域づくり

［現状と課題］

地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくためには、住民一人ひとりが多様性やちがいを認めあう意識を醸成し、一人ひとりの人権が尊重されることが不可欠です。しかし、現代社会においては、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、ＬＧＢＴＱに関する問題等様々な人権問題が存在しています。また、情報化の進展に伴って、インターネット上では、匿名による誹謗、中傷や悪質な差別的書き込みが横行し、さらには、ヘイトスピーチといった問題も生じています。

地域福祉に関する関係団体ヒアリング調査においても、差別や偏見の解消が課題であるとの意見がありました。

誰もが、地域社会の中で、自分らしく安心して暮らしていたいと願っています。そのためにも、固定観念や偏見、差別意識を解消していくために、家庭や地域、学校、企業・事業所・団体、行政等で行われるあらゆる学習機会等を通して、人権教育及び啓発活動を推進していく必要があります。

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●悩みや心配ごとなど、常に気にかけるようにします。 ●ちがいや多様性を認めあう地域づくりに努めます。 ●地域に暮らす一人ひとりが尊重されるよう、多様性の理解に努めます。

地域が取り組むこと（互助）
●公民館等で人権に関する研修会などの学習機会の充実に努めます。 ●ちがいや多様性を認めあう地域づくりのために、当事者の立場を体験する機会の充実などに務めます。

社会福祉協議会が取り組むこと
●福祉教育の充実をします。 ●福祉に関する講座や講演会を開催します。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

〇福祉教育の充実	
世代を問わず、小学校の総合学習や福祉出前講座を通して、身近な福祉の課題について学び、考える場を作ります。また、住み慣れた地域で暮らしていくために、お互いに思いやり、相手の気持ちになって考えることができるよう、福祉教育の充実を図っていきます。	
福祉教育の推進	福祉（高齢者や障がい者など）への理解を深めてもらうことを目的に、福祉教育を推進しています。車椅子・高齢者疑似体験・アイマスク・手話体験などを行っています。
福祉出前講座	職員等を派遣し、住民を対象にした、福祉について一緒に学ぶ講座を開催します。

〇福祉に関する講座や講演会の開催
地域での課題を当事者や家族だけではなく、「自分」のこととして考えることができ、一人ひとりが身近な生活の中で何かできることを行うきっかけを作ります。

行政が取り組むこと（公助）
●「同和問題啓発強調月間」「人権週間」「障がい者週間」などを中心に、街頭啓発や講演会、広報等で様々な人権問題の解決に向けた啓発を行います。 ●学校や地域等において人権教育を推進します。

（４）地域での子育て支援の充実

［現状と課題］

少子化や核家族化、ひとり親世帯の増加などにより家庭での子育て機能の低下が問題になっています。このような状況から身体的虐待や育児放棄といった児童虐待へとつながるケースや、新たな課題として、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている子ども（ヤングケアラー）の存在が顕在化しています。

本市においても、年齢３区分による年少人口（15 歳未満）は年々減少しており、子育てに関する課題解消に地域全体で取り組み、子育てをする保護者や子どもたちが、安心して快適に生活できる環境を整えていかなければなりません。

また、障がいのある子どもとその保護者に対しては、より子育てへの不安解消の必要性が高く、保護者への支援や医療・療育相談体制を充実していくことが必要です。

そのためにも、子どもを取り巻く地域と家庭、子育て支援の関係機関などの連携により、地域社会全体で子育てを支える仕組づくりを推進していくことが重要です。

図表 31　年少人口（15 歳未満）推移及び年少人口比率

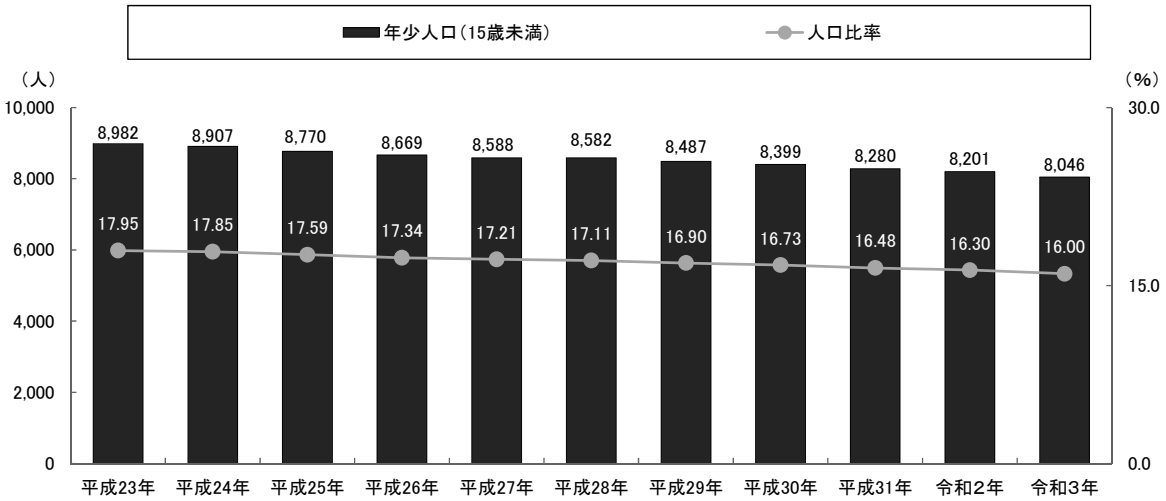

資料：住民基本台帳　　各年３月 31 日現在

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●子育てサロンやサークルに積極的に参加します。 ●気軽に話し合える子育て仲間をつくるように努め、悩みごとを一人で抱えず、早めに気軽に関係機関へ相談します。

地域が取り組むこと（互助）
●子どもたちの安全に配慮し、積極的に声かけを行うなど、「地域の子ども」として見守ります。 ●子育てをしている人が身近にいる場合、気軽に近隣住民が話し相手や相談相手となります。 ●地域による子育てサロンやサークルをつくり、育児の不安解消に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと
●子ども、子育て支援を充実していきます。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

○子ども、子育て支援の充実	
保護者と子どもが気軽に集まり、仲間づくりができる場所を地域で安定的に運営できるよう支援を行います。また、活動者が情報交換を行う場を設け、横のつながりを作ることで、地域全体で子どもを支える仕組みをつくります。	
子育てサロン	お住まいの近くの公民館等を使って、子育て中の保護者とその子どもが気軽に集まれる憩いの場です。地域の方が主体的になって活動しています。友達づくりや世代間交流、保護者と子どもでゆっくり過ごし、情報交換や子育ての不安・悩みを相談できる子育てサロンは、地域の中でホッとできる居場所です。

行政が取り組むこと（公助）
●子育て支援拠点施設である「ふれあいこども館」において、子育て中の親子が気軽に集い、交流や子育ての悩みを相談できる場を提供します。 ●病児・病後児保育やファミリーサポートセンターの活用と、地域における子どもの居場所の確保や安心して快適に過ごすことができる環境の整備を行います。 ●保育所や学童保育所の環境整備を行い、必要な方への適切な保育の提供と安心して快適に過ごすことができる環境の整備を行います。 ●「療育センターにじいろキッズ」の運営により、心身の発達に不安や悩みがある子どもとその保護者への療育相談支援の充実を図ります。 ●児童生徒の発達や成長に寄り添った教育的、かつ専門的な支援を提供します。また、児童生徒の学習環境をよりよくするため、教育関係者に対し、研修・啓発・指導助言を行います。 ●子どもの権利条例を周知し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

基本目標２　安心して暮らす地域づくり

（１）緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

［現状と課題］

気候変動に伴い、各地で局地的な大雨やそれに伴う洪水、海水温の上昇による台風の勢力増など、従前とは異なる災害が多発しています。また、阪神淡路大震災、中越地震、東日本大震災や熊本地震以降も、震度３以上の地震が数多く発生しており、避難行動等への備えが呼びかけられています。

住民アンケート調査では、ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域に「いる」と答えた人が、３割を超えていました。また、災害時に避難することが困難な人（避難行動要支援者）が近所に住んでいたら支援する人として協力したいと思うか尋ねた結果、「協力したい」と回答した人が過半数を超えていました。一方で、自分が住んでいる地域の自主防災組織の有無については、７割を超える人が「知らない」と答えており、若い年代ほどその傾向が高くなっています。

住民アンケート調査からは、まずは、地域に自主防災組織があることを知ってもらうことが重要だと考えられます。多くの方が自主防災組織のことを知れば、災害時の支援へ協力したいと考える過半数の人が、自主防災組織とつながることができます。気になる人の情報もつながっていきます。

住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、地域の自主防災組織を中心に防災訓練等を行い、子どもから高齢者まで幅広い参加を求めながら、地域内での人と人とのつながりを深めていくことも重要です。地域福祉に関する関係団体ヒアリング調査においても、日頃から隣近所とのつながりが無いと緊急時・災害時に助け合うことも難しいと指摘されています。

図表 32　災害時に避難する事が困難な「避難行動要支援者」が近所にいたら支援する人として協力したいと思うか（再掲）

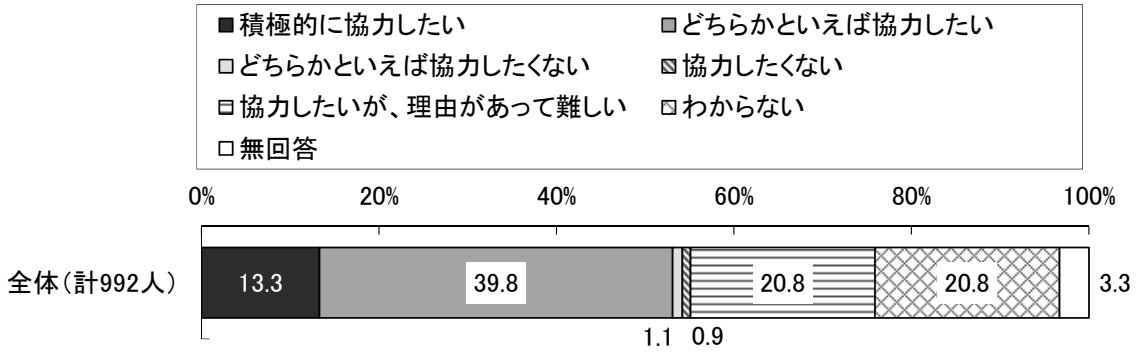

図表 33　ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域にいるか

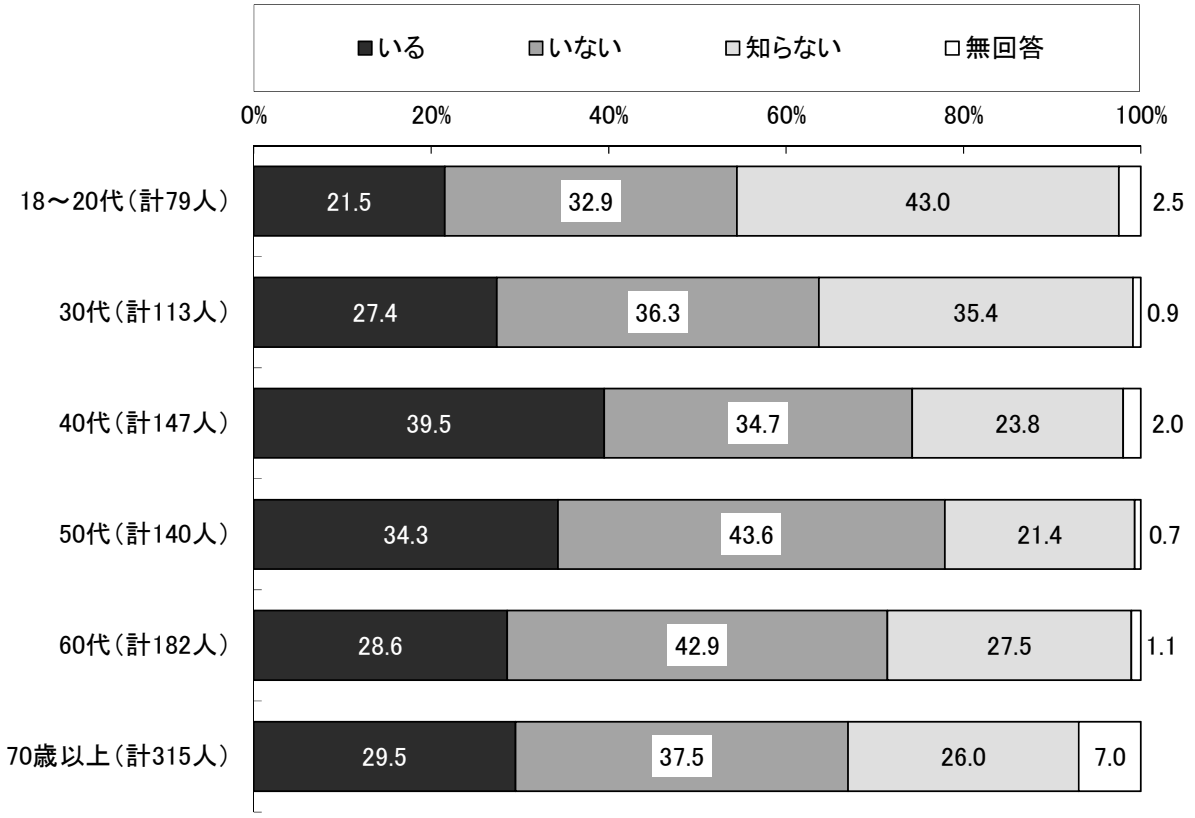

資料：住民アンケート調査結果

図表 34　自分の地区に自主防災組織があるか

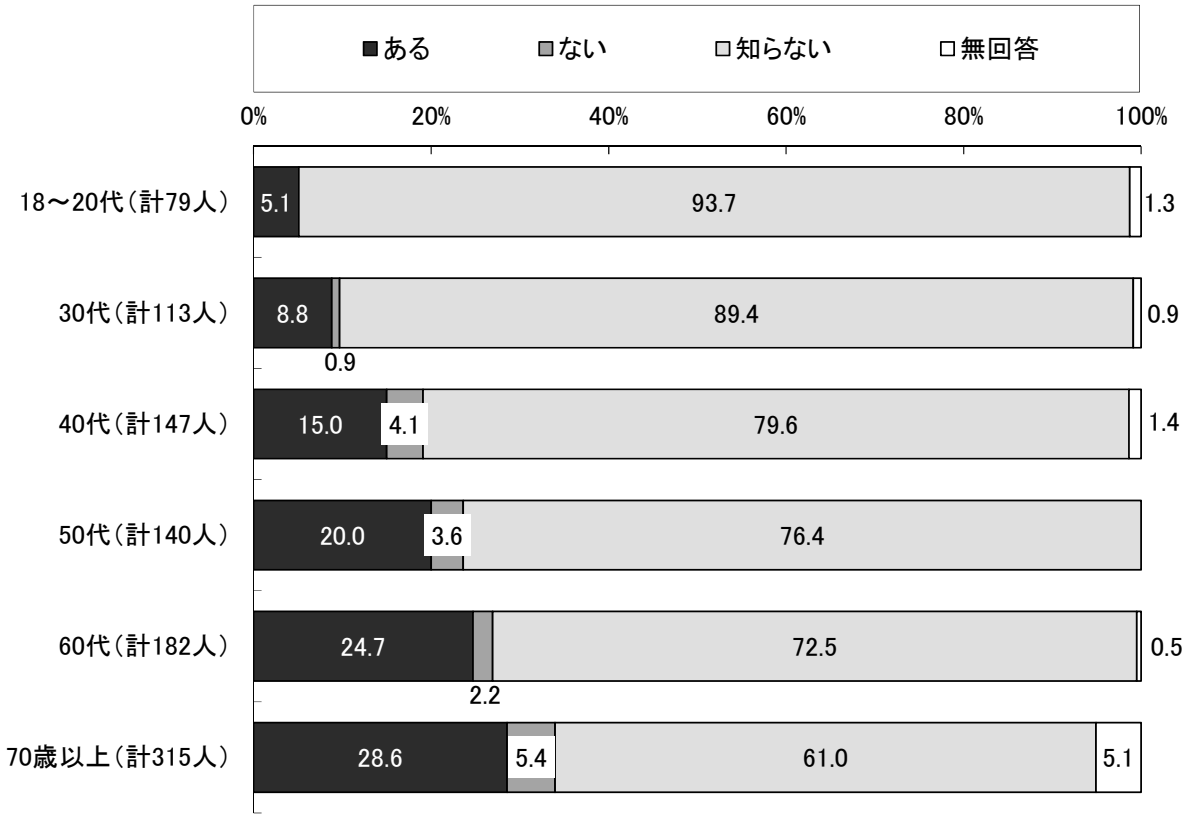

資料：住民アンケート調査結果

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●避難場所や安全な避難経路などを家族で確認しておきます。 ●近所の信頼できる人に災害時の介助をお願いしておきます。 ●行政からの広報等、災害時に役立つ情報はわかりやすい所に置いておきます。 ●避難訓練に積極的に参加し、自分の避難場所は事前に確認しておきます。 ●日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。 ●非常用の持ち出し袋を準備し、災害時の備えをします。 ●自分の身は自分で守るという意識を高めます。

地域が取り組むこと（互助）
●普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めます。 ●近所にいる高齢者や障がい者に対して、災害時にどのようにして避難の介助をするのか、日頃から連絡を取り合っておきます。 ●高齢者や障がい者にとって、「遠い避難場所」よりも、「近くの住民の提供による避難場所」という意識の醸成と情報提供に努めます。 ●自主防災組織について住民に周知を図ります。 ●災害時に自主防災組織が機能するよう、訓練に努めます。 ●地区別「防災カルテ（※）」を活用し、住んでいる地域の特性を理解し、情報の収集・伝達のしくみづくりを推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと
●災害ボランティアセンターを設置します。 ●近隣市社会福祉協議会との協力体制をつくります。 ●福祉避難所を管理します。 ●災害義援金を募集します。 ●災害ボランティアセンター設置訓練を行います。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

○災害ボランティアセンターの設置	
災害時に市と連携しながら、災害ボランティアセンターの設置を行います。	
災害ボランティアセンターの設置	災害時にボランティアセンターを設置し、ニーズ把握をし、ボランティアとお手伝いを必要としている人をつなげて支援をしていきます。

○近隣市社会福祉協議会との協力体制づくり
平常時から近隣市社会福祉協議会との協力体制づくりを行います。

○福祉避難所の管理
災害時に迅速に開設が出来るよう、平常時から市と連携をしながら、福祉避難所の管理を行います。

○災害義援金の募集
災害時の義援金の募集を行います。

○災害ボランティアセンター設置訓練
災害時、迅速に設置ができるよう、平常時に災害ボランティアセンター立ち上げや運営に関する訓練を行います。

行政が取り組むこと（公助）
●災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、住民に確実に正確な情報を提供する体制を整備します。 ●避難行動要支援者（災害時要援護者）を対象とした福祉避難所の確保・整備を行うとともに、避難所用緊急物資の整備を図ります。 ●防災マップやハザードマップを住民に周知するとともに、水害発生のおそれがある時期の前に広報等により啓発を行います。

※防災カルテ

自主防災活動を支援するために作成したもので、ハザードマップを行政区ごとに詳しくしたものであり、各自自主防災組織（行政区）に配布しています。

（２）地域ぐるみの防犯活動

［現状と課題］

高齢者を狙った悪質な詐欺事件、子どもや高齢者を巻き込む事故・犯罪、また、ＳＮＳなどインターネットを通じた犯罪などが増加しています。こうした犯罪に対応するためには、警察による防犯対策だけではなく、隣近所の、住んでいる地域の高齢者や子どもたちが見える地域社会づくり、地域の連帯に基づく「地域の防犯力」の向上が重要です。住民アンケート調査においても、地域の生活上の問題に対して住民同士で助け合う必要があると思うことについて「地域の防犯」が高い割合を示しています。

地域ぐるみで情報を共有し、また、ささえあい・助け合いながら、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

図表 35　生活上の問題に対して住民同士で助け合う必要があると思うこと

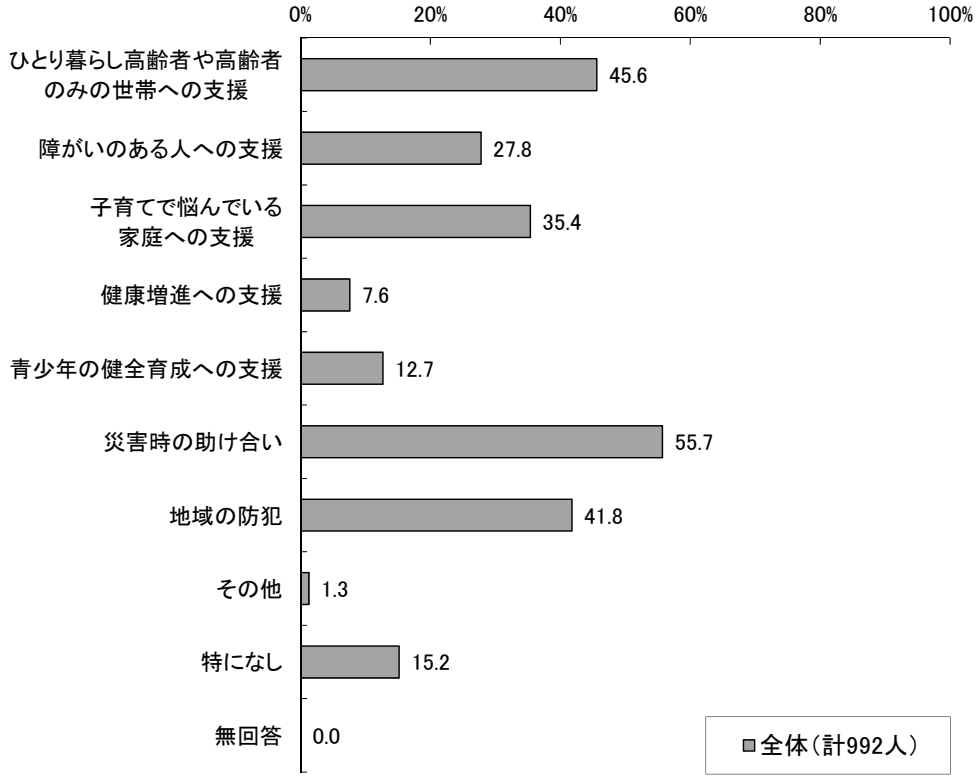

資料：住民アンケート調査結果

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。 ●戸締りをしっかりするなど、普段から気を引き締めて防犯対策をします。 ●暗い夜道をなるべく歩かないなど、自分の身は自分で守るという気持ちを持って事故や事件を未然に防ぐよう心がけます。 ●あいさつを通して、地域住民の顔見知りを増やします。

地域が取り組むこと（互助）
●防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守ります。 ●地域の防犯活動に住民が積極的に参加してもらうよう努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと
●防犯活動の啓発や情報提供をしていきます。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

防犯活動の啓発、情報提供
福祉ネットワーク活動等の支援や相談において、問題の早期発見・対応ができるよう、啓発や情報提供を行います。

行政が取り組むこと（公助）
●警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。 ●犯罪の発生箇所やその内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。 ●高齢者を狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。

（３）住み慣れた地域で暮らし続けるためのサポート体制づくり

［現状と課題］

地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、経済的あるいは社会的な問題から生活に困窮している人が増加しています。生活課題は複雑化、複合化しており、横断的な支援が必要となるケースが増えており、既存の福祉施策だけでは対処することが難しいことも出てきています。このような複雑化、複合化した生活課題の解決を図っていくためには、一人ひとりの状況やニーズに応じ、自立に向けた支援を、地域住民や団体、関係機関などとの連携により実施することが必要です。

また、障がいや認知症などで判断能力が十分でない場合、本人に代わり財産管理や施設入所・入院の契約手続きなどを後見人が支援する「成年後見制度」などの権利擁護を推進する体制の充実が必要です。

このほかにも、生活の中で様々な制度やサービスでは対応が難しいちょっとした困りごとにも対応できる体制づくりが大切です。

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●生活で困ることがあったら、地域や行政・社会福祉協議会などに相談します。

地域が取り組むこと（互助）
●日頃の見守りや地域活動などを通して生活困窮者の把握や相談に努めます。 ●生活困窮者との情報を共有し、行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支えるための取り組みを検討します。 ●認知症高齢者など、自らサービスなどを選択できない人を地域で見守り、支援します。

社会福祉協議会が取り組むこと
●権利擁護の体制を作ります。 ●生活支援サービスの充実、地域への拡充を行います。 ●生計困難者の相談や支援を行います。 ●社会福祉法人協議会の運営をします。 ●よろず相談の運営をします。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

○権利擁護の体制づくり	
認知症、知的障がいや精神障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、制度の啓発や支援を通して権利を守る体制づくりをします。	
日常生活自立支援事業の推進	実施主体：那珂川市社会福祉協議会 認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため、自分一人で契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方を対象に、福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理等を生活支援員がサポートします。
成年後見制度啓発事業の実施	成年後見制度の啓発や周知理解を深めるために講演、相談会を実施します。市民や関係機関に対し、成年後見制度及び様々な権利擁護事業についても併せて啓発します。
市民生活支援員養成講座の実施	権利擁護活動の促進に向け、担い手を確保するため、市民対象に生活支援員を養成する講座を開催します。将来的に、市民後見人として、権利擁護事業を担える人材を幅広く確保します。
法人後見受任に向けた体制づくり	なじみのある人による連続した支援を行い、地域のつながりを生かした支援につなげられる、社会福祉協議会の強みが活かせる法人後見の受任体制を整備していきます。

○生活支援サービスの充実、地域への拡充	
既存の制度では対応できないことに対し、住民同士の助け合いで解決できるよう、地域の中に取り組みを広げていきます。	
ニコニコお助けサービス	日常生活の中で起きるちょっとした困りごと（蛍光灯の取替、簡単な片付け、買い物など）を解決するしくみです。 日常生活の必需品（食料品、家庭用品（洗剤など））の買い物をします。

○生計困難者の相談や支援	
生計を維持していくことが困難な人に対する相談を通して、伴走的支援を行います。	
生活福祉資金の貸付、 つなぎ資金の貸付	■生活福祉資金貸付事務受託事業 低所得者、障がい者、又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な支援を行います。

○社会福祉法人協議会の運営	
市内の社会福祉法人と連携を深め、地域の課題を解決できるよう取り組みを進めていきます。	
社会福祉法人協議会の運営	「地域における公益的な取り組み」について他の社会福祉法人・施設や関係機関・団体と連携するとともに、住民参加の地域福祉及び地域包括ケアを推進し、在宅福祉サービス等の充実に努め、地域の福祉課題の解決等について地域、住民、行政及び様々な団体と共同した取り組みを進めることを目指します。

○よろず相談の運営	
住民の様々な生活課題に対して、適切な助言、援助、支援及び関係機関との連携を行い、住民の自立支援等を進めます。	
よろず相談窓口	困っている人が孤立しないよう、必要に応じて専門機関の紹介・連絡など問題の解決に導く窓口として、よろず相談窓口を機能させます。また、専門職を配置し必要な事例についてはアウトリーチ型の支援（訪問）を行います。

行政が取り組むこと（公助）
●生活困窮者の相談窓口の普及・啓発を図ります。 ●成年後見制度の周知のための広報活動を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の市長申立てを実施します。 ●健康で文化的な最低限度の生活を護るセーフティネット機能、または生活に困窮する世帯の自立の助長を図ります。

（4）わかりやすい情報発信とつながる相談体制

［現状と課題］

生活課題は複雑化、複合化しており、近年では子育てと介護を同時に担うダブルケアや 80 代の親が 50 代の子どもへ経済的支援を行う、いわゆる 8050 問題が社会問題化しています。また、複雑化、複合化することにより、どこに相談をすれば良いのか、市にどのような福祉サービスがあるのか、住民にとって分かりにくくなってきています。

そのため、福祉サービスに関する情報提供の充実を図り、「分かりやすい情報発信」に努めることが必要であり、また、悩みや問題を抱える人々がいつでも気軽に相談することができ、相談にしっかりと対応できる相談支援体制を構築することが重要です。

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●生活する上で困ったことがあれば、事態が深刻化する前に、地域の民生委員児童委員や市の窓口などに相談します。 ●市や社会福祉協議会の広報紙やホームページに掲載される福祉に関する情報を積極的に収集します。

地域が取り組むこと（互助）
●近所に困った人や課題を抱えている人がいないか、常に気を配り必要な人に情報提供します。 ●住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、行政・民生委員児童委員・人権擁護委員などの適切な機関につなげます。

社会福祉協議会が取り組むこと
●身近な福祉の情報を発信します。 ●相談窓口の運営を行います。 ●社会福祉協議会の周知を行います。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

○身近な福祉の情報の発信	
身近な地域で行っている福祉活動や福祉に関する情報を分かりやすく、住民に伝えます。	
社協だより発行	那珂川市社会福祉協議会では、活動の報告などを掲載した「社協だより」を発行しています。
ホームページ更新	那珂川市社会福祉協議会のホームページを適宜更新します。
声の広報	視覚障がいなどにより、読むことが難しい人に、市広報や市議会だより、社協広報紙などの情報を CD に録音し、希望者に無料で配布しています。ボランティアグループ「那珂川土筆会音声訳の会」の協力により行っています。
SNS の更新	Twitter や Instagram で福祉に関する情報をリアルタイムで発信します。

○相談窓口の運営	
悩みや課題を抱える人がいつでも気軽に相談でき、対応できる相談体制を運営します。	
心配ごと相談所	日常の生活上の困りごとの相談を受け付けています。弁護士による相談も行っています。無料でご相談できます。

○社会福祉協議会の周知
社会福祉協議会がどんなことをやっているのか、事業や役割について、多くの人に周知していきます。

行政が取り組むこと（公助）
●専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高めます。 ●広報紙やホームページなど、より住民が必要な情報を取得しやすい内容に改善します。 ●高齢者に関する総合相談窓口である「地域包括支援センター」との連携を深め、複雑多様化する相談に対応していきます。

基本目標３　いきいきと暮らす地域づくり

（１）生きがい活動の促進

［現状と課題］

地域住民一人ひとりが、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を感じることが重要です。

そのため、地域の中で生きがいづくりを進めていく活動として、住民が共に集い、スポーツ、レクリエーション、生涯学習、環境保全活動など様々な形で活動ができる環境整備が必要になります。

よって、子どもから高齢者まであらゆる世代の住民が、それぞれの生活状況や好みに応じて様々な活動に親しめるよう、市内外のモデル地域を参考にして活動の普及・推進を図っていきます。

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることのできる場を地域に求め、実践します。

地域が取り組むこと（互助）
●自らの技術や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求します。 ●自治会等で、子どもから高齢者までの幅広い世代が参加できる行事やイベント等を企画します。 ●地域の「ふれあいサロン」の充実を図り、さらなる普及・啓発を行います。 ●子育てサロンへの関わりをもち、世代間交流を推進します。 ●シニアクラブなどを通して、生きがいづくりと社会参加の促進を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと
●地域活動の情報提供や活動紹介をします。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

○地域活動の情報提供、活動紹介
地域で行われている活動の情報提供や活動紹介を行います。

行政が取り組むこと（公助）
●生涯学習の機会を充実するとともに、住民が生きがいを持って活動できるような講座を開催します。 ●子どもから高齢者まで、あらゆる世代の住民が地域における各種教室・イベントなどに参加できるよう、地域活動の普及・推進を図ります。 ●高齢者や障がい者などの生きがいづくりと社会参加を促進するために、ユニバーサルデザインなどの環境整備や関係団体との連携及び活動機会の充実に努めます。

（2）地域ぐるみの健康づくりと介護予防

［現状と課題］

安心していきいきと暮らすためには、健康の保持・増進が重要です。また、進行する高齢化の中では、要介護状態にならない、また重度化を防ぐ介護予防の取り組みが重要になります。

また、社会環境の変化により、個々のライフスタイルが多様化し、不規則な時間帯での生活により、睡眠・休養が十分にとれていないことから心身の不調に陥るケースも見られます。生活リズムは食事・運動・睡眠の三本柱からなりたっており、各個人、家庭で正しい生活習慣について考え、実践していかなければなりません。

本市では、健康づくりや介護予防への取り組みを推進するため、那珂川市地域保健計画に基づき、「マイヘルスプラン」と「アワヘルスプラン」を推進しています。

健康づくりは個人の取り組みだけではなく、地域や市・市社会福祉協議会が協働で行うことによって、さらに大きな効果を得られると考えられ、加えて、住民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備しつつ、関係機関とのネットワークづくりなどを行うことが重要です。そのため、健康づくりに対しこれまで消極的であった人に参加を促進したり、参加することが難しかった人が参加しやすいよう工夫したりしていく必要があります。

図表 36　「マイヘルスプラン」と「アワヘルスプラン」

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等、健康づくりを実践するとともに、年に１回は健康診査を受け、自らの健康状態のチェックを行います。 ●適度な運動を習慣化します。 ●睡眠を十分にとり、バランスよく適度な食事量を心がけます。 ●身近に相談できる人を見つけます。

地域が取り組むこと（互助）
●子どもによい生活習慣をつけます。（早寝・早起き・朝ごはん） ●近隣同士、仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。 ●介護予防に関する知識を広め、住民の意識の啓発に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと
●健康づくりや介護予防の場を開催します。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

○健康づくりや介護予防の場の開催	
楽しく健康づくりや介護予防ができるような場を提供します。	
いきいきリフレッシュ教室の推進	高齢者を対象に、レクリエーション、趣味の講座又は介護予防体操を一緒に行います。教室参加者同士が助け合い、支えあい、関わる事で、健康づくり、仲間づくり及び生きがいづくりを促進し、心身の介護予防へつなげていきます。
笑って健康づくりの開催	みんなで一緒に楽しく健康づくりができるよう、体操やゲームや役立つ内容の講座を開催します。

行政が取り組むこと（公助）
●各種健（検）診や保健指導の推進により、生活習慣病の予防を支援します。 ●高齢者の健康づくりを推進し、住民への介護予防の知識の普及・啓発を進めるとともに、介護予防支援などを実施します。

（3）ボランティア活動の促進

［現状と課題］

地域での様々な福祉課題に対応するために、公的サービスだけでなく、住民主体のボランティア活動、NPO 活動などが大きな力となっており、今後も活発かつ継続的に行うことが求められます。

その一方で、活動についての情報を住民へ十分に提供できていなかったり、参加機会が少なかったりと、活動を促進するための支援が十分でないという課題があります。

今後も市と社会福祉協議会、NPO 法人の連携により活動の PR を積極的に行い、かつボランティア団体に対して、広報や情報発信に向けた支援などに取り組んでいく必要があります。

［問題解決のための取り組み］

一人ひとりが取り組むこと（自助）
●地域のため、地域で困っている人のために、自らできることは何かを考え、できることから活動を始めます。

地域が取り組むこと（互助）
●身近な人を活動に誘ってみるなど、新たな人材の確保に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと
●ボランティア情報を発信します。 ●ボランティアの育成と支援をします。 ●市・受託者とボランティア支援センターを共同運営します。

【社会福祉協議会の取り組み概要】

○ボランティア情報の発信
ボランティアをしたい人が気軽に参加できるよう、ボランティアの情報を広く発信します。

○ボランティアの育成と支援
地域で活躍できる人材を増やしていくため、ボランティアの育成と支援を行います。

○市・受託者とボランティア支援センターの共同運営	
市及び受託者とボランティア支援センターを共同運営します。	
ボランティア 支援センターの運営	ボランティア支援センターとは、まちや人、地域や環境のためなど想いを持ったボランティアやNPO、住民（市民）活動団体や自治会（地縁団体）などのあらゆる活動をサポートできるよう、情報や人、地域などの社会資源がつながりあうセンターです。那珂川市の活動者の「拠点」として、みなさんが活動しやすい環境づくりに取り組んでいます。 NPO・ボランティア活動に関する相談支援や講座を開催し、人材育成・団体活動支援等の学習・研修の場の提供を行います。

行政が取り組むこと（公助）
●ボランティアに関する効果的な広報の方法を模索し、幅広い世帯に向けて情報発信を行います。 ●地域福祉の担い手である各種団体との関係づくりに努め、それぞれの役割のもと地域の福祉課題の解決に向け、一緒に取り組みます。 ●ＮＰＯ・ボランティア活動の拠点であるボランティア支援センターの機能の強化を図り、地域福祉の担い手である各団体、ボランティア活動への側面的支援に努めます。

第５章　成年後見制度利用促進基本計画

１．計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度であり、平成 12 年から開始されています。成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点が制度の趣旨であり、国民にとって利用しやすい制度とすることをめざして導入された制度です。今後、地域共生社会の実現及び地域包括ケアシステムの構築を目指す上で、成年後見制度の利用の必要性は高まっていくと考えられます。

しかし、現在の成年後見制度の利用状況をみると、利用者数は近年増加傾向にあるものの、その数は認知症高齢者等の数と比較しても著しく少ない状況と言えます。

そのため、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律では市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることを明示したことを踏まえ、本市では「那珂川市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市の責務として、制度の利用促進に向け、取り組むものとします。

２．成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように、主に法律面で支援する制度です。

・成年後見制度の種類

成年後見制度は大きく分かれて２種類あり、任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、将来判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、補助、保佐、後見の３つの類型が用意されています。

・成年後見人等

選任される成年後見人等については、家族などの親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見、身近な地域の人が後見人に就任する社会貢献型後見人（市民後見人）などに分類されます。

・関連事業

【日常生活自立支援事業】

判断能力の低下が比較的軽度な人の権利擁護のための事業です。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が一定程度あるが十分でないことで様々なサービスを適切に利用することが困難な人を対象に、契約に基づく福祉サービスの利用援助を中心として、地域で安心して暮らせるよう支援します。那珂川市では、那珂川市社会福祉協議会が実施しています。

３．成年後見を取り巻く現状

（１）全国的な傾向

厚生労働省「成年後見制度の利用者数の推移（平成 25 年～令和２年）」によると、令和２年 12 月末日の成年後見制度利用者は 232,287 人であり、各事件類型（成年後見、保佐、補助、任意後見）における利用者数はいずれも増加傾向にあります。

令和２年 12 月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約 75.2%、保佐の割合が約 18.3%、補助の割合が約 5.3%、任意後見の割合が約 1.1％となっています。

一方、申立件数については、令和２年は 37,235 件であり、前年度比約 3.5%増加となっていますが、平成 29 年から比較していくと、ほぼ横ばいで推移しています。各事件類型（成年後見、保佐、補助、任意後見）の割合についても保佐、補助の件数が微増しているものの、ほぼ横ばいで推移しています。

図表 37　申立件数の推移（全国）

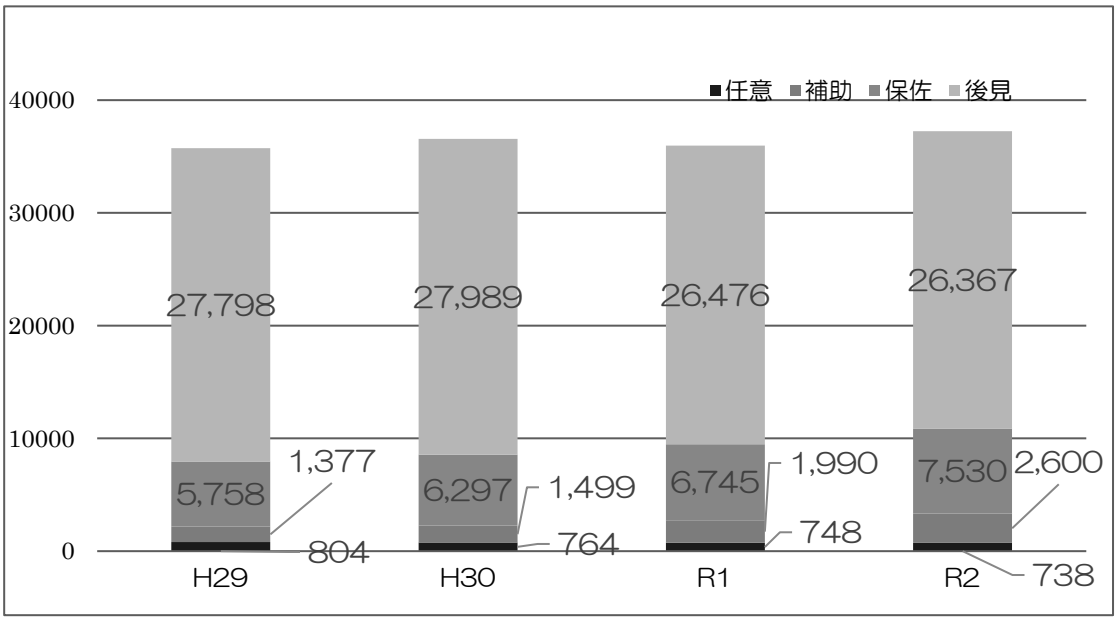

資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」

（２）那珂川市の状況

令和２年３月末時点における本市の総人口は 50,074 人となっており、平成 27 年３月末と比較すると 165 人増加しています。また、今後の人口推計では、人口は今後しばらく増加を続け、その後は緩やかに減少していくことが予測されています。

一方、高齢化率は増加を続けており、2040 年以降は高齢化率が 30%を超えることが見込まれます。

図表 38　年齢区分別人口及び高齢化率の推移（那珂川市）

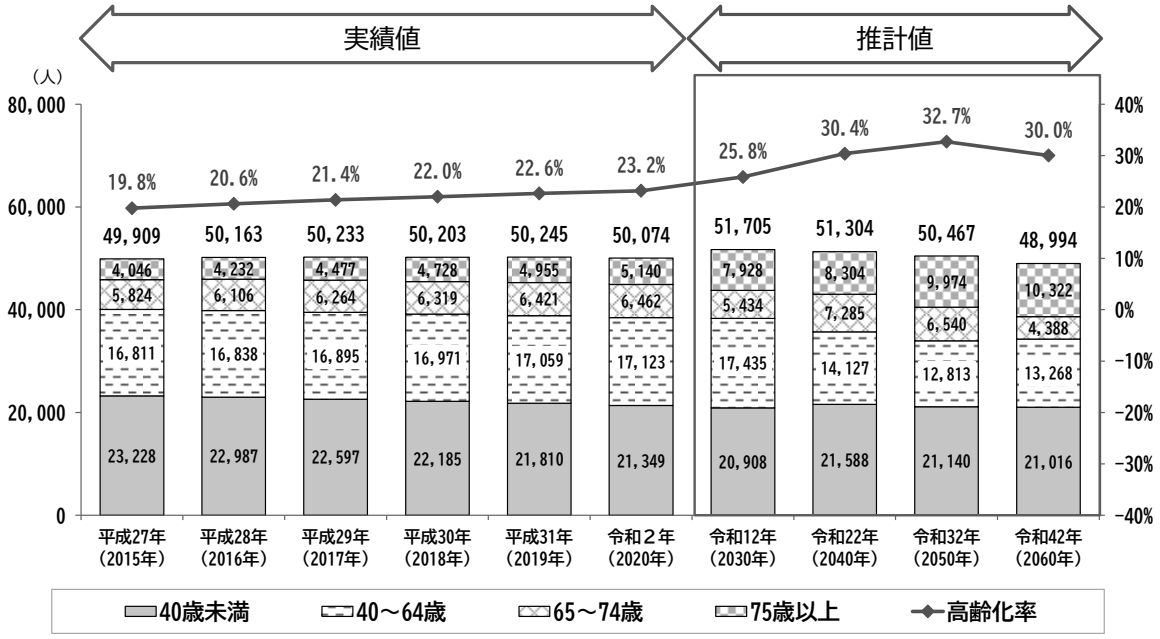

資料：平成 27～令和２年は３月末の住民基本台帳の実績、
令和 12 年～令和 42 年は令和２年３月策定の人口ビジョンより

近年の本市の成年後見制度利用者数は、平成 30 年の 68 人が最も多く、その後は令和元年 50 人、令和２年 53 人と減少傾向にあります。事件類型のなかで最も割合が高い成年後見のみをみても、利用者は年々減少しています。

図表 39　制度利用者数（那珂川市）

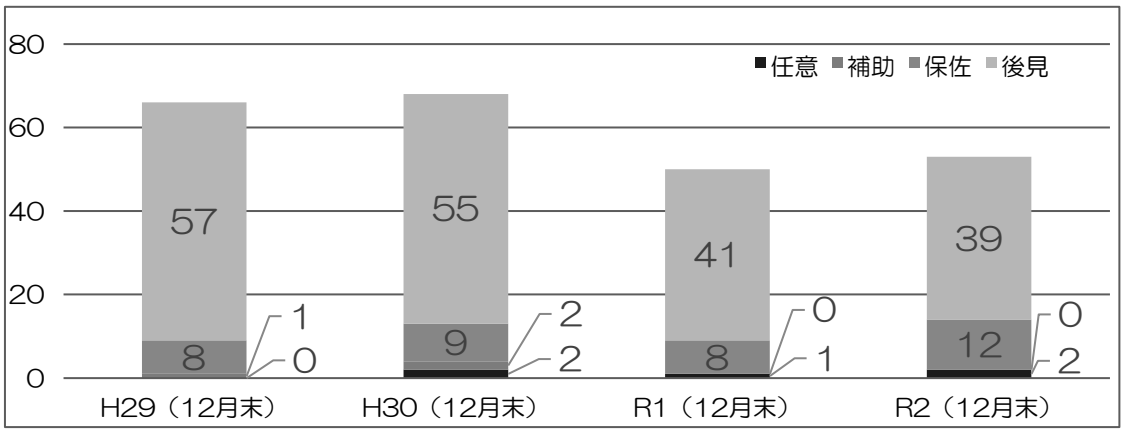

資料：福岡家庭裁判所「市町村別制度利用者数（福岡家裁管内）」

市長申立てによる成年後見申立て件数、成年後見報酬助成件数はともに 1～2 件程度で推移しています。例年、おおむね２件程度は市長申立ての該当ケースが発生している状況です。

図表 40　市長申立て・後見報酬助成件数の推移（那珂川市）

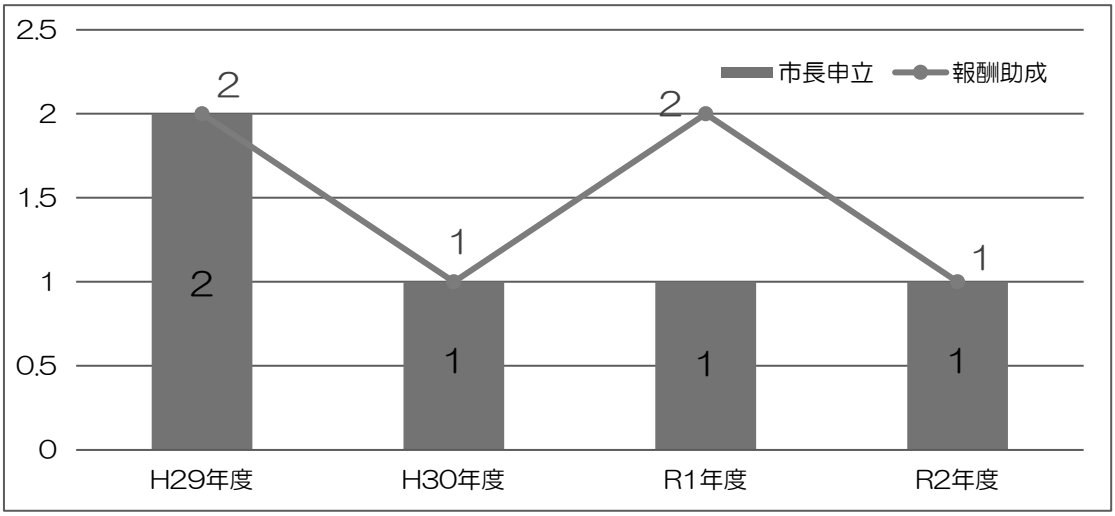

資料：那珂川市調べ

４．現状から見えた課題

全国的な傾向や那珂川市の現況を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

（１）成年後見制度の正しい理解の浸透

制度自体の難しさや申立て上の書類の複雑さなどにより、市民に身近な制度には至っておらず、利用しづらい状況にあると考えられます。制度の周知啓発に努め、制度の意義・目的や制度利用によるメリットなどを広く浸透させる必要があります。

（２）利用しやすい環境づくり

本人・家族が相談窓口を知ることや、本人と関わりのある支援者や関係機関などが連携を深めるなど、利用につなぐための環境づくりが必要になります。また、申立てを行う親族がいない場合でも、公的な支援につなげるための環境づくりが求められます。

（３）利用者の早期発見・早期支援

厚生労働省「認知症の人の将来推計について」によると、認知症の有病者数は年々増加し、2025 年には約 700 万人になると推計されています。認知症の人や障がいのある人が増加していくことに伴い、成年後見制度の利用が必要な人の増加も見込まれています。支援が必要な人を早期に発見し、速やかに必要な支援に結びつける仕組みづくりが求められます。

５．基本的な考え方及び目標

（１）基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障がいにより判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があります。今後の成年後見制度の利用促進にあたっても、成年後見制度の理念であるノーマライゼーションや、自己決定権の尊重等を基本において考えていく必要があります。

また、これまでの成年後見制度は、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用する視点が欠けていると指摘されています。このため、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点も重要となります。

（２）基本目標

一人ひとりの意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整えます。

市民が成年後見制度について正しく理解し、必要な制度を選択できる環境を整え、利用のメリットを実感できる仕組みづくりを進めます。

地域のなかで、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援及び制度利用につなげていきます。また、後見人等による支援に関して、財産管理のみに留まらず、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点を重視した制度運用を目指します。

基本目標の実現に向けて以下の施策目標を定めます。

基本目標	施策目標
一人ひとりの意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、権利擁護に関する制度や事業を利用しやすい環境を整えます。	施策目標１ 制度を正しく理解し、利用しやすい環境を整備します
	施策目標２ 地域の関係機関が相互に連携できる体制づくりを推進します
	施策目標３ 誰でも安心して制度を利用できる基盤を整備します

６．成年後見制度を促進するための事業

施策目標１　制度を正しく理解し、利用しやすい環境を整備します

５年後の姿

成年後見制度が正しく理解され、利用しやすい環境が整えられ、制度利用が必要な人を結びつけるとともに、制度利用に至らない場合でも、関連事業や必要な福祉的支援が行われる体制づくりを進めます。

市民が成年後見制度の理解を深めて制度を利用しやすくするとともに、支援者や関係機関が必要時に相談窓口につなげられるよう、制度及び相談窓口の周知啓発を行います。

また、制度利用が必要と思われる人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースを具体的に周知啓発していくため、市民向け講演会の開催やパンフレットの作成・配布等を行います。

高齢化の進展に伴い、成年後見制度の利用には至らないものの、判断能力に不安があり日常の金銭管理等に支援が必要な人も増加すると見込まれています。判断能力に不安がある人が、必要なサービスを利用し、適切に権利を行使できる仕組みを充実させることが重要です。

取り組み	概要
成年後見制度等の周知啓発	那珂川市地域包括支援センターや那珂川市社会福祉協議会と連携して、成年後見制度等の周知や相談対応を実施します。
市民向け講演会の開催	市民を対象に成年後見制度をはじめ、権利擁護に関する講演会を開催し、制度等の理解促進を図ります。

施策目標２　地域の関係機関が相互に連携できる体制づくりを推進します

５年後の姿

市民・団体・関係機関が相互に連携し、支援が必要な人が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を受けることができるよう、それぞれの役割を果たしながら、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉・障害者福祉の関係者をはじめ、行政、司法、医療、地域住民等の地域の個人・団体との連携を強化するための地域連携ネットワークの構築を目指します。

また、この地域連携ネットワークの効果的な運用を図るとともに、広報、相談等の機能を担う中核機関を設置し、関係機関等と連携していきます。

取り組み	概要
地域連携ネットワークの構築に向けた連携	制度利用促進の中核となる機関の整備及び地域連携ネットワークの構築について、那珂川市社会福祉協議会や関係機関等と連携します。

図表 41　地域連携ネットワークのイメージ

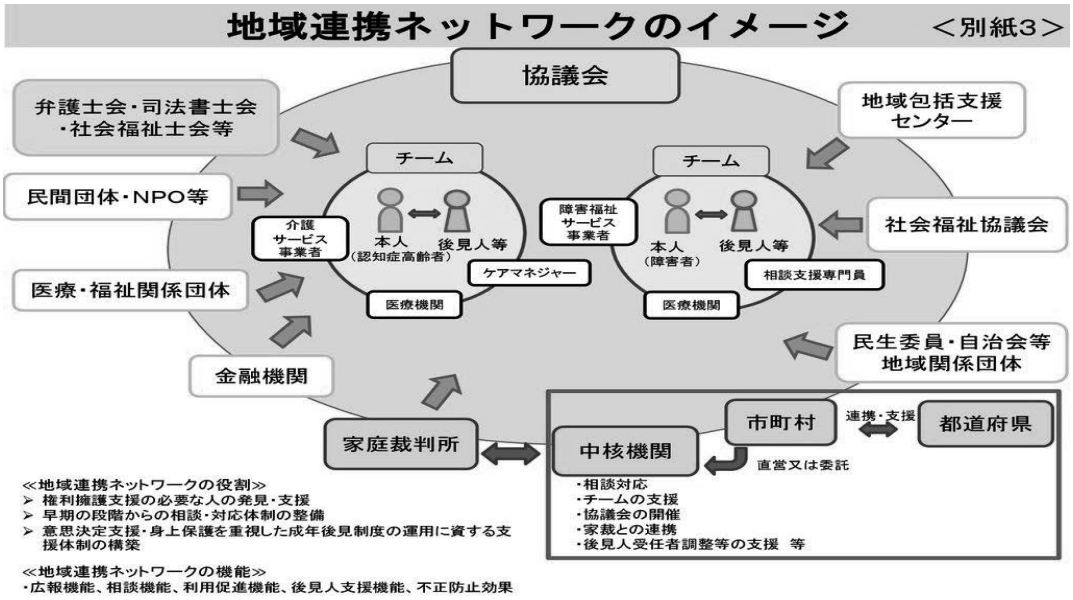

資料：厚生労働省「成年後見制度に係る厚生労働省の取組」

施策目標３　誰でも安心して制度を利用できる基盤を整備します

５年後の姿

権利擁護支援が必要な人であれば、誰でも成年後見制度を適切に利用できるとともに、地域で安心して暮らせる基盤づくりを進めます。

生活保護を受給している人や身寄りのない人などをはじめ、複合的な課題を抱える人や長期支援が必要な人であっても、成年後見制度を必要に応じて適切に利用できるよう支援します。

また、制度利用が必要な人やその家族が円滑に制度を活用できるように、所管課や地域包括支援センターで成年後見制度の利用相談や申立ての支援を行います。

取り組み	概要
市長申立ての実施	成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、申立てを行う親族がいない等の事情により手続きができない場合に、市長が申立てを行います。
申立て費用及び後見報酬の助成	市長申立てを行った人のうち、生活保護を受けている人に対して必要に応じて申立て費用及び後見報酬を助成しています。

第６章　計画の推進

１．計画内容の周知徹底

地域住民一人ひとりが地域におけるささえあいやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、市の広報紙やホームページ上で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、住民への周知徹底を図ります。

２．関係機関等との連携

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、地域づくりなど多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である那珂川市社会福祉協議会との連携はもちろんのこと、行政区、民生委員児童委員、福祉事業者、学校、保育所、婦人会、シニアクラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、地域福祉推進に努めます。

３．計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、市（福祉課）と社会福祉協議会が中心となって進捗状況の把握、整理に努めるとともに、ＰＤＣＡサイクルを活用して各取り組みの改善点を明らかにし、今後の取り組みの充実を図っていきます。

また、本計画の進捗管理は、計画の推進を図ることを目的とした「那珂川市地域福祉推進委員会」により、点検・評価を行います。評価結果はホームページ等を活用し公表します。

資料編

１．那珂川市地域福祉推進委員会設置条例

(設置)

第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく那珂川市地域福祉計画及び那珂川市地域福祉活動計画（以下「計画」と総称する。）の策定及び推進に資するため、那珂川市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　計画の策定に関すること。

(2)　施策の進行管理及び評価に関すること。

(3)　その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第３条　委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、12 人以内の委員をもって組織する。

(1)　学識経験者

(2)　関係団体を代表する者

(3)　市民

(任期)

第４条　委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条　会議は、委員長が必要に応じこれを招集する。

2　委員長は、会議の議長となる。

3　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　委員長は、必要があると認めたときは委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第７条　委員には、別に条例の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第８条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第９条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 30 年 6 月 27 日条例第 19 号)

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附　則(平成 31 年 3 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

２．那珂川市地域福祉推進委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属	役職
学識経験者	山﨑（やまさき）　安則（やすのり）	筑紫女学園大学教授	委員長
関係団体を代表する者	唐崎（からさき）　康子（やすこ）	那珂川市民生委員児童委員連合協議会	副委員長
関係団体を代表する者	山内（やまうち）　利勝（としかつ）	那珂川市身体障害者福祉協会	
関係団体を代表する者	井中（いちゅう）　卓弘（たかひろ）	那珂川市保育所連盟	
関係団体を代表する者	秋田（あきた）　裕子（ゆうこ）	筑紫地区 やさしい福祉 結の会	
関係団体を代表する者	福岡（ふくおか）　力太郎（りきたろう）	那珂川市シニアクラブ連合会	
関係団体を代表する者	松野（まつの）　廣藏（ひろぞう）	部落解放同盟筑紫地区協議会	
関係団体を代表する者	山﨑（やまさき）　貴裕（たかひろ）	那珂川市区公民館連絡協議会	
関係団体を代表する者	森（もり）　千春（ちはる）	那珂川ボランティア連絡協議会	
市民	濱中（はまなか）　美紀（みき）	一般公募	
市民	古藤（ことう）　由佳里（ゆかり）	一般公募	

３．関係団体ヒアリング調査の対象団体

１	那珂川市民生委員児童委員連合協議会
２	那珂川市区長会
３	ＮＰＯ法人おると
４	ＮＰＯ法人らぶはーつ
５	公益社団法人那珂川市シルバー人材センター
６	春日署少年補導員連絡会那珂川支部
７	筑紫保護区保護司会那珂川支部
８	那珂川市子ども会育成会連絡協議会
９	那珂川ボランティア連絡協議会
10	那珂川市婦人会
11	那珂川市ひとり親家庭福祉会
12	こどもの発達を考える親の会　のぞみ
13	那珂川市シニアクラブ連合会

※順不同

４．用語解説

■　NPO

Non Profit Organization の略語。ボランティア団体や住民活動団体といった「民間非営利組織・団体」のことを広く指す。「利益追求のためではなく、社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。

■　LGBTQ

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）など、多様な性のあり方を表す総称のひとつ。

■　介護予防

要介護の状態になるのを防いだり、悪化の防止を図ったりすること。

■　核家族

１組の夫婦と未婚の子だけからなる家族や、夫婦のみの家族のこと。ひとり親世帯も含まれる。

■　権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障がい者の権利を擁護したり、ニーズの表明を支援し代弁したりすること。

■　学校運営協議会（コミュニティスクール）

学校の運営に地域住民の声を活かすとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、共育（共に育てる）を進める新しい仕組み。

■　自主防災組織

地域住民が、主に自治会などを単位として自主的に結成する防災組織。

■　少子高齢化

少子化と高齢化が同時に進行している状況のこと。

■　生活困窮者

経済的な困窮、地域からの孤立、複合的な問題を抱えるなど、様々な理由から生活上の困難を抱える人。

■　成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

■　相互扶助

社会・組織の構成員同士が互いに助け合うこと。

■　地域包括支援センター

地域に暮らす高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行う機関として、各市町村に設置されるもの。

■　認知症

脳の病気や障がいなど様々な原因により認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態をいう。

■　民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。民生委員は児童委員を兼ねる。

■　要介護認定

被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定すること。

■　ＰＤＣＡサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（action）という４段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

第２次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和４年度～令和８年度
（2022年度～2026年度）

令和４年３月

発行	那珂川市 健康福祉部　福祉課	〒811-1292　福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 TEL 092-953-2211　FAX 092-953-2312
	社会福祉法人 那珂川市社会福祉協議会	〒811-1242 福岡県那珂川市西隈１丁目１番２号 TEL 092-952-4565　FAX 092-952-7321

第２次那珂川市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和４年度～令和８年度
（2022 年度～2026 年度）

令和４年３月